

平成28年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成28年12月9日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横山秀喜	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	高木松夫
健康管理課長	浪川勝子	社会福祉課長	岩井正和
子育て支援課長	大矢淳	高齢者福祉課長	宮内隆
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	川口裕司
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	品村順一	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	角田和夫	学校教育課長	石見孝男
生涯学習課長	高木昭治	体育振興課長	加瀬英志
監査委員局長	高安一範	農業委員会事務局長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	花澤義広
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（平野忠作） 通告順により、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） おはようございます。議員番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は、三つございます。

一つ目、新庁舎建設についてでございます。このことについては、三つ質問いたします。

一つ目、現庁舎の職員の駐車場についてでございます。

3点、教えてください。駐車台数、年間賃貸料、賃貸契約年月日、いつからここは契約しているのかです。

二つ目、新庁舎候補地4か所の概要についてでございます。

この概要は、ネットで見ることができます。それぞれの候補地に対して、正しい評価が市民に周知されているかどうかについてでございます。概要の中でメリット、デメリットとして説明した場合、例えば現庁舎のデメリットとして駐車場の借り上げを載せております。一方、文化の杜公園の場合は、職員用駐車場は確保できてはいないのにデメリットの欄には載せておりません。

さらに、防災公園を壊す場合、国庫に1億1,800万円を返還すること、また返還しないで済ませる場合には代替公園を二つ用意すること等、これらのことは載せてはおりません。さらに、その代替公園の費用そのものも計上されてはおりません。つまり、防災公園を二つ造ってしまうようなことになって一つを潰すという、そういった情報は一切、文化の杜公園の概要の中には入っておりません。

加えて言うなら、海上中学校、これはさんざん地盤が悪いと一点張りの情報しかありません。見るからに、どこが悪いのか分からないほどの敷地だとは個人的には思うわけですが、つまり重要なマイナス情報が知らされていない状況の中で、パブリックコメントというものを市が採用したわけでございます。

パブリックコメントの数の少なさは、皆さんご承知のように再三言われておりますが、数の少なさ以前の問題、この情報の周知徹底がされていない、正しい情報がされていないというこの問題を指摘することができます。基本情報そのものが不正確、不公平きわまるものとなっております。

そこで、質問です。このように文化の杜公園の悪い情報を抜いて、あたかも他の候補地よりベターであるかのような誘導した概要そのものを作ったのはどなたですか。あるいは責任者、担当、お聞きいたしたいと思います。

三つ目、新庁舎の規模についてでございます。

新庁舎候補地4か所とも、建設費用が50億円と同じ金額がつけられております。人口減少、あるいはネット社会に対応した規模と費用になっているのでしょうか。20年後には2割の人口減少が起こると言われています。将来の人口に対応した想定となっているのでしょうか。ネット社会においては、場所もとらない、距離も考慮に入れなくて済むという環境が作れます。そうすると、職員、来客ともに1か所に統合する意味も薄らいでくると考えられます。従来型庁舎の枠を超えたネット対応型庁舎も可能かと考えます。新庁舎の規模は、どのようなことを目安にして構築されましたでしょうか。ステレオタイプの思考形態での構想になっていないでしょうか。この辺のところをお聞きしたいと思います。

続きまして、大きな二つ目の質問に移ります。

旭市の所有する財産の管理についてでございます。今回は、施設ではなく未利用の土地の管理状況について伺います。

売却も賃貸もできないような、いびつな形状の土地もあろうかと思います。横浜市では、市の所有する未利用地は、管理台帳にきちっと載せるだけではなく、いつでも売却できるよ

うに評価額まで載せているとのこと。都会と地方では雲泥の差がございますけれども、比較も難しいかとは思いますが、放っておくだけで草がぼうぼうの土地もあろうかと思えます。花と緑の美しいまちづくりを目指す場合、これはよく住民からお聞きすることではございますが、そういう未利用地も有効活用できるのではないかという意見もございます。まずは、管理状況についてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

最後の大きな質問の三つ目にまいります。

飯岡中学校校舎外構工事についてでございます。

この件につきましては、今回が5回目の質問となります。明確な回答が得られるまでは、質問は続けさせていただきます。

今回、三つの点について絞ってお聞きしたいと思います。

一つ目、議会の承認する1年も前にウエルポイント工事を着工させたということです。重要な工事は、その都度速やかに承認を得ることと国土交通省、千葉県、両土木工事ガイドラインで明記されております。つまり、議会を通さなければ工事はできないという常識的なことでございます。

湧水があったので仮契約を締結したい、そこで議決を求めたいと担当課長から議会に申し出がございました。ところが、その1年前に実は契約、仮契約どころか工事はもう既に完了していたということが発覚いたしました。

ここで問題なのは、出された仮契約の見積もりの内容と金額が、1年前に終わってしまった工事の金額と内容が大きく異なることが判明したことでございます。原価を3倍以上も上回る見積もりを後で出してきたことです。できてしまってから見積もりなんかつくるわけがないんですけれども、この場合、こういうようなことをされてきたわけです。工事原価702万円、経費150万円、一般管理費を、3割増しを含めても1,100万円ぐらいにしかない工事費が、後で出されて終わってしまっていて、全然違う内容とともに出された見積もりが2,700万円でございました。

そこで担当課長に質問です。建設会社からの過大請求をなぜ許したのか。あるいは許さないまでも、なぜご自分で作ったのかということです。

二つ目、ウエルポイント工事が完了しているのに、想定外に突発したかのような説明を議会の委員会でされた件についてでございます。

こういうことは後で調べると、すぐに簡単に矛盾したことが判明するわけでございます。その場その場でどんなことでもいい、どんなことを言っても、誰も議員は裏をとることはな

いだろう、どんな議案でも通るだろうとかいうようなことを思っているかどうか知りませんが、事実そういうことを考えたんでしょうけれども、議会では何でも通りますからと教育委員会事務局の中で担当課長が私におっしゃいました。これは前々回でも説明しました。

今回その問題としたいのは、ここでございます。議案は何でも通る、堂々と自信を持って言われました。そのせりふというのは、申し訳ないですけども、議会側からは出ても市の執行部からは出るものではございません。議会と執行部がつながっていなければ、このせりふは出る余地はございません。

水抜き工事の完了後に、想定外に突発的に湧水があったと説明した理由に、再度確認のためにお聞きします。なぜこういうことを言ったのか。毎回お答えが違っておりますから、今回どういうお答えをするのかお聞きしたいと思います。

最後、三つ目のウエルポイント工事の下請契約と、工事費の積算額と見積額の差異についてということでございます。

ウエルポイント工事の下請契約内容と1年後に作った見積もり、額等の差異はあまりにも大きいといえます。国土交通省ガイドラインにも明記してあります。増額申請、設計変更等のものに関しては、原単価表を参考にして常識的な単価かどうかチェックすることと記されております。申し上げましたその差異、約1,600万円。飯岡中学校外構工事の財源は復興資金です。血税です。ただの所得税、法人税ではございません。ちなみに、私は復興税、年間120万円払っております、所得税以外に。自分のこととして考えていかざるを得ないような問題でございます。担当課長の責任で建設会社に返還請求するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。議席で2回目からはさせていただきますと思います。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1点目の中の職員駐車場のことと、大きな2点目の市有財産の管理についてお答えを申し上げます。

まず、職員駐車場についてでございますが、現在の本庁舎の職員用駐車場は、325台分の駐車スペースがございます。ただし、これが全て職員専用というわけではなくて、一般の来庁者を兼ねたものでありまして、325台のうち職員が約230台を使用している状況であります。また、賃借料でございますが、年額で1,070万1,252円となっております。また、契約日でご

ございますが、一番最初の契約は平成3年12月でございました。その後、更新や変更を経まして、最新の契約につきましては、平成27年4月1日に契約したところでございます。

次に、大きな2番の未利用地の管理状況について申し上げます。

未利用地というご質問でございますが、普通財産という形でお答えをしたいと思います。

普通財産、平成28年3月末現在の状況でございますが、38万4,000平方メートルでございます。場所につきましては、市内に全域に点在しているところでございます。この未利用地につきまして、基本的には売却していきたいという方針でございますが、大きなところにつきましては、通常草刈りなどの管理を行っておりますし、売却可能な土地につきましては、公売により売却を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、新庁舎の候補地の評価の関係、何点か質問がございました。これは、2回目のパブリックコメントということでよろしいのでしょうか。はい。

それでは、まず建設候補地の評価でありますけれども、平成26年8月に実施したパブリックコメントの資料として、新庁舎建設位置の検討資料の中に4か所を比較検討して、詳細に記載しているところであります。評価項目としては、市民の利便性、防災拠点、安全性、まちづくりとの整合性、経済性、法令適合性、その他ということで、特殊要因を書きまして、建設候補地ごとの長所、短所について記載したということであります。その中で、議員より何点かご質問がありました。

まず、海上中学校の地盤が悪いというような欠点だけ書いてあるというお話がありましたけれども、地盤が悪いとは書いていないと思います。排水の面で問題があるということと、それから前面の道路の関係は記載してあったと思います。

それと、職員の駐車場の関係、文化の杜には書いていないというお話がありましたけれども、この段階では建設地が文化の杜になった場合には、職員駐車場は現庁舎の跡地を想定しておりました。というのは、候補地に文化の杜になって初めて県と協議を始めたところであって、その部分については、その段階ではこちらがまだ使えるという状況だったということです。二つの公園を、代替の公園を当初から記載すべきだというのは、その段階ではまだ全然見えていなかったということで、当然記載してありません。

それと、今回防災公園、いわゆる築山が入って補助金返還がなくなったということは、非常に大きなメリットだったのかと、そのように考えております。

それと、各候補地の関係なんですけれども、現在も市のホームページで資料を掲載していますので、いつでも閲覧ができ、ダウンロードできるようになっているということもございます。

あともう一つ、文化の杜の関係なんですけれども、短所として都市計画変更の手続きが必要であること、また公園整備で受けた国庫補助金の返納を要するということもきちんと記載して、ホームページに入れてパブリックコメントを実施したところでございました。

それと、次の庁舎建設の50億円のお話がありました。この段階で検討していたのは、388人という職員が入るのかなということで想定をして、面積を算出しておりました。ただ、それ以降の議論の中で、当然ぎりぎりの中で使える庁舎は使っていきたいという議論をさせていただいていますので、少なくとも今の段階では、海上の庁舎に一部機能といいますか、例えば各課の本務の業務以外の外郭で実施している部分、例えば職業相談であるとかハニカムであるとか、そういったものを使いましょうということでいったときには若干小さくなる。

議員がおっしゃるように、ネット社会だからということで徐々に少なくなることは想定されますけれども、それでも少なくとも横の連携をとってサービスを提供していくということであれば、1か所にまとめることで市民の利便性は相当高まるということがあります。それは、相当先のお話なのかなということで、その先まで見越して、じゃ、小さくするかということは、今の段階ではなかなか難しい。ただ、当然必要ないものを大きく造る必要もありませんし、ぎりぎりの中で選択していく、そのためにはある程度、文書の減量等も進めなければいけないということも十分理解しております。

それと、あとパブリックコメントを実施する書類の関係なんですけれども、これは庁内の組織の中でワーキングがあって、そのワーキングで検討したものを庁内の検討委員会という組織の中で案を作成し、パブリックコメントを実施しているということでもあります。

私のほうからは以上です。

○議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課から、3番目の飯岡中学校外構工事について回答いたします。

（1）議会承認前にウエルポイント工事を完成させた理由についてというようなタイトルだったんですけれども、今の質問を確認する、聞きましたところ、建設会社の過大請求をなぜ許したかというようなお話でしたので、それについて回答のほうをいたします。

これについては、業務委託を受けました設計事務所が、工事の実績から積算基準に基づき積算した額ですので、適正なものであります。

二つ目については、質問ではウエルポイント工事が完了しているのに、想定外に突発したかのような説明をした理由ということでしたけれども、これについても今お話をちょっと聞きましたら、湧水の理由、再度なぜ言ったのかというようなお話でした。これについては、その前に私が、議会では何でも通りますというふうに言ったような発言がありましたけれども、これについては、そのようなことは話しておりません。それで回答ですけれども、地下水が実際工事に支障が出るほど出ましたので、うちのほうでは工事を続けるためには地下水の対策工事が必要ということで行ったものであります。

三つ目については、ウエルポイント工事の下請契約内容と工事費の積算額と見積額の差異についてということですが、これについては、官積算に基づいて設計をいたしまして変更いたしましたので、返還のほうを求めることはありません。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 現庁舎の駐車場、年間1,070万円。契約が平成3年ですから、25年ずっと借りているということで、2億5,000万円支払い続けているということですね。これが分からないんです。こんなの隣に田んぼがあるわけだから、そういうのを買収してやれば、1,000万円とか2,000万円で買えるんじゃないですか。同じ敷地。

なぜ、こんな無駄なお金、コスト意識がないんでしょうか。税金無駄に使う、どぶに捨てる、何とも思っておられませんか。

次、2番目……

○議長（平野忠作） ちょっと待って。一問一答ですので、一つずついきますので。

有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課からお答えをいたします。

これまでだいぶ契約の中でお金を支払ってきたというようなご質問でございます。

最初の経緯としまして、平成3年当時、合併前でございますけれども、ここの敷地が非常に狭いと、職員の駐車場が不足しているという中で、たまたまといいますか、いろいろ交渉を重ねる中で現在の駐車場が確保できるという見込みが立ちまして、契約を進めたというのが最初の出発点でございます。その後、かなり年数はたっておりますけれども、なかなか別の手段というのも見つけることも難しいという中で、現在に至っているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 新庁舎にちょっと絡んだところがありますから申し上げます。

新庁舎、文化の杜に仮に決まったとしても、その駐車場は置いておくんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 職員駐車場につきましては、旭文化の杜公園の計画地内に確保するのはやはり難しいという状況があります。ただ、市においてマイカー通勤というのは、これ必須です。職員駐車場は、やはり現時点では必要だという認識があります。当面、あの駐車場は継続して使う必要があるのかと。

ただ、継続して使うにしても、賃貸料金のあり方、それから契約の方法、今市が契約していますけれども、それも実際どうなのかということもありますから、そこのところも検討していくこと。あと周辺市有地、仮に文化の杜に移った場合には、空く市有地が出てまいりますから、そこのところをまず確保していくことも当然考えるということ、台数的にも減することができるだろうということもあります。そういった形で、将来的に職員の駐車場を確保していくことをまず考えていきます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これはこれで終わります。いずれにしても、コスト意識を持って、できるだけやっていただきたいと思います。だいたい行政が賃貸でやるなんて、ちょっと考えられないようなことなので、いっぱい無駄な土地は持ちながら、ほったらかしにしながら、こういうところで賃貸する、ちょっとおかしい話だと思います。これはこれで結構でございます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） では次に進んで、（2）の新庁舎候補地のほうでお願いします。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 担当課長、総務課長の流暢な話し方で、いつもだまされてしまうんですけども、だいたい性格は分かりましたから、だまされることはないと思います。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） だまされるほうが悪いという声が聞こえてきましたけれども。

先ほど申しあげましたマイナス要因のところ、旭文化の杜公園でも駐車場は確保されてい

ないんだというような、職員用の駐車場というような話もダウンロードでされていますか、ネットで。全て公表しているとおっしゃるんだけど、二つの公園を代替で1億円のお金を返さないんだったら、そういうのを確保してきちっとという話は、ネットで見られますか。アップされていますか、それは。アップデート。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今の議論をそのままアップデートできるかというのは、現時点では難しいと思います。確定した情報でないものを流してしまうこと、それは逆に誤解を与えることになりますので、その辺は現時点ではできないと思います。

それと、私、決してだましているつもりはありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 何か昔、「ああ言えば上祐」とかというような話があつて。このごろはやっているんですよ、ああ言えば加瀬さんとかいうふうな感じで。

どちらにしても、基本的な正しい情報、今のタイムリーな情報は、やっぱり周知、広報もございますし、月2回出ていますよね、広報なんかも。そこに入れていただきたいと。確定したものをですよ。曖昧なものは出せないとおっしゃるのであれば、議会で話していることも曖昧というふうに解釈してしまいますよ。これは決まっているんです、県も国からも、もうこれは内諾もらっているんですみたいなことをおっしゃっているんだったら、確信を持っているんだったらそれを出してください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 意思形成過程という言葉があります。その中で、例えば情報の公開にしても意思形成過程の情報については秘匿することが現実にはできます。ただ、そこまで全て出してしまつて、逆に混乱を招くことがあるということもご理解をいただきたいと思います。特に、国・県との交渉の中で進んでいる内容をそのまま出すことは、逆に双方の信頼関係を壊してしまうんじゃないかと、そういうこともありますので、その辺もぜひご理解いただきたいと思います。思っております。

分かるものについては全て出しますし、議会の議論につきましては、当然議会の広報もあつて、その中でこういうやりとりがされましたというのは現実に出しておりますので、その辺はしっかりと市民には伝わっているかと感じております。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 私は、新庁舎はあしたにでもできてほしいと思っているんです。大賛成なんです。そのためには、いろいろなお手伝いをしたいなと思っているぐらいの人間なんです。

ただ、不公平な情報の出し方というのは、そこはやっぱりひっかかってしまいますから、やっぱり人間の中には正義というものが市民ですね、ありますから、その辺きちっと、担当課長は流暢にしゃべりますけれども、分かりづらいところがあって、どれがどっちか分からないところがあって、その辺情報、部下の人でもいいから落とし込んで、分かりやすいような形で知らせていただきたい。そうしたら、新庁舎はうまくいくと思います。そのあたりです。

別に反対しているわけでも何でもないですよ。正しいものをして、でないとパブリックコメントそのものがあんな少ない数、当たり前ですよ。ちゃんと出していないからですよ。やる気を喪失するようなことですから、出せないですよ、パブリックコメント。書こうかな、出そうかなと思ったって。そういうこともありますので。

○議長（平野忠作） これは。

○4番（有田恵子） ここまでです。

○議長（平野忠作） 質問、いいですか。

○4番（有田恵子） これで終わりです。

○議長（平野忠作） じゃ、前に進みましょう。（3）のほういきます。

有田恵子議員、（3）の再質問からいきましょう。

○4番（有田恵子） またちょっとおっしゃったように、先まで見通すとか見直すとかいうことは困難だというようなことをおっしゃったんですけれども、先を見通さないと駄目ですよ、絶対。今人口6万8,000人、これ5万人になりますよ。

今の状態でやるんだとか、それと交付金の問題もありますけれども、今、日本は借金だらけですから、交付金はまともに毎回来るなんて思ったら大間違いで、そういうことを見通しないと駄目だと思いますよ。2割人口減になるわけですから。6万8,000人の2割減、5万人。5万人になる。そうすると、予算が50億円ついていたら、8掛け40億円でいいんですよ。というような単純計算ができるわけです。今50億円、これでいくんだじゃなくて、やっぱり時代を見ながらやっていかないと。後の若い人がもう全部借金背負うようなことになって、大変ですよ。加瀬課長、来年か再来年かで退職でしょう。そんな楽な、言ったら終わり

というような話ですよ。さようならと。若い人のことを考えていただきたいと思います。だから、今のことしか分からないなんて、とんでもない話。先まで見通す、若い人を入れたプロジェクトでこれをやっていただきたいと思います。

○議長（平野忠作）　じゃ、これを答えさせますので。

○4番（有田恵子）　それでちょっとコメントをいただきたいと思います。

○議長（平野忠作）　有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦）　当然これから、基本計画をつくっていくわけであります。50億円という数字があたかも確定したような形でお話しされてしまうんですけども、これはあくまでも他の市で、つくったと言うと変なんですけれども、建築した費用を参考にして、面積で求めたものであります。これから当然、基本設計から実施設計、仮に進むとなればそういう方向に行きます。その中で、きちんと額は出てまいります。

それと、実際に必要な面積、これは他の施設も活用しながらというのを先ほど申し上げたとおりでありますので、そのところも踏まえて、できるだけコンパクトにしていくというのは重要だと思います。ただ、市民が使いやすいというのは大前提になると思います。少なくともそのところを踏まえて進むということで、先を見通す話につきましては、その辺をしっかりと議論していきたい。あとさまざまな建築に向かつては、当然市の中でワーキングを設定しております。そういう中でも細かな議論がなされて、こういった形がありますよという意見をもらっていきながら、進めることになります。

以上です。

○議長（平野忠作）　2のほうにいきます。有田恵子議員、大きい2番です。

○4番（有田恵子）　2番のほうに移って、財政課長から38万4,000平米という未利用地があるという、これ広大ですよ、38万4,000平米って足せば。すごいですね。よく街角で見かけるのが、花と緑のプロジェクトのNPOの方々が花を植えたりいろいろなことを、非常にきれいですね。特に飯岡地区は観光の名所ですから、あの辺にいっぱい花が植えられて、非常にいいです。

特に海岸沿いに未利用地が多いということを聞いておりまして、植木屋さんともよく話をするんですけども、花いっぱい運動が起こればいいななんて、きれいなそういうへた地を利用してやるとかいうようなことも、よく話が出ております。だから、今草ぼうぼうのところはたぶんそうだろうなというような感じで見ているんですけども、そういうことも一般

の市民の中からは要望がございますので、それを受け止めていただいて、この未利用地を何とか活用させていただけたらいいななんて思っております。これは意見です。どう思われますか。

○議長（平野忠作） お答えはいいですか。

○4番（有田恵子） お答えだけでいいです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 面積が38万平米ということで、広大な土地だというお話、少し内訳を申し上げたいと思います。

38万平米の中には、実は継続してこれはもう市で持っていくしかないという土地が24万平米ほどございます。それを少し申し上げますと、海岸のほうの土地ですね、本当に海岸部の土地、それが6万7,000平米ぐらいあります。例えば保安林ですとかそういう話ですけれども。あとは山の斜面の土地、これもかなりあります。6万1,000平米ぐらいあります。あと境界の確定というのがなかなか難しい土地というのもあったりとか、漁港の中のエリアの土地などもございまして、これはもう、なかなか次の方針が立てられないというような土地が24万平米ぐらいございます。

そのほかに、実際に貸している土地も38万平米の中にはあります。それが7万8,000平米ぐらいございます。そんなのを差っ引いていきますと、実際にどうするかということで考えられる土地というのは、そんなに多くはございません。その中で、一番大きなものが二つありまして、それが旧海上中の跡地ですとか、今後、普通財産になっていきます旧飯岡中学校の跡地ということになってきます。これは大きなまとまった土地ですので、どうするかというのはきちんと考えていかなければなりませんし、そのほかにもそんなに大きくはないんですけれども、ある程度まとまっている土地というのはございます。ただ、それはまだ境界が決まっていないですとかいう部分がございますので、今後その辺を売却が可能であるかどうかというのも含めまして、可能であれば売却を進めていくという形の方針で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） じゃ、先に進みましょう。

大きい3番の飯岡中学校の最初のですね。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そうしましたら、大きい3番のところにいきます。

想像どおりに、担当課長はお聞きしたことに全然答えてくれいていません。これ繰り返すのみでございます。

議会で議案は何でも通りますからとおっしゃっていませんよ、そんなこと。私は言っていない。議会じゃないんですよ。教育委員会の部屋で言いましたよ。議会では言っていないよ。教育委員会の部屋で言ったんです。そういう一つ一つをあえてこう……

○議長（平野忠作） 有田議員、通告にしたがって今進めますので、（1）の。

○4番（有田恵子） もう一度、はっきり1番、これ理由になっていないので、もうちょっとはっきり理由を聞かせていただけますか。議会承認前に、議決をもらう前に工事をしてしまったということ。これに対して、どう考えておられますか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 承認前に工事をやった理由ということですが、これについては、発注者、受注者との対等な関係の構築及び公正、公明の取引の実現のため、発注者、受注者間における建設業法令遵守ガイドライン、国土交通省が策定しています。その中で、追加工事等の内容がただちに確定できない場合の対応も記述があります。追加工事の全体数量等の内容が、その着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度また契約することが不合理な場合は、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行うことができますというような形で、業者との関係はあります。

これに併せて、県作成の土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの中で、設計変更等に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとなっております。すけれども、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末をもって足りるとされております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） また出ましたね、軽微。軽微じゃないって言っているでしょう。設計士も重要、建設業者も重要。私は県にも国交省にも行きましたよ。これ重要なんですよ。なぜあなただけが、これも前回言いましたよ、あなただけが一級建築士も二級建築士の資格もないのに、あなただけがですよ、何で軽微だと言うんですか。何で軽微にするんですか。ほかの人全員が重要だと言っているのに。重要というのは、国交省、千葉県ガイドラインの中では、その都度速やかに、議決を通さないと工事はしてはいけない。何であなただけはする

の。いいのですか。答えてください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

分かりやすく答弁をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 軽微な設計変更ということですが、これについては、ガイドラインでは一つ目として構造、工法、位置、断面等の重要変更以外のもの。二つ目として変更見込額の合計額が、請負代金の20%を超えないものということで、飯岡中の外構工事の変更内容は、地下埋設の構造物を設置するための水替工による附帯工事のため、軽微な変更と判断しました。変更額についても、請負金額の9.7%となっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ここにガイドラインが、私これ全部持っていますよ。県庁にも行きました。国交省にも行きました。全部これで調査しました。あなたはうそを言っています。軽微じゃないです。もっと日本語をちゃんと読んでください、法律を。公務員でしょう。法律の中でやっているわけでしょう。よく読んでください。きょう帰ってから、よく読んでください。これ読んでいただかないと、対等に物が言えません。読んでいません、その今の言っていることは。私は全部暗記していますからね。間違っています、解釈が。

○議長（平野忠作） 答弁を求めますか。

○4番（有田恵子） それに対するコメントをお願いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） これ先ほどから軽微かどうかという話なんですけれども、これ設計変更に伴うという、設計変更を伴うものです。ただ工事を進めるものではなくて、設計変更を考えるとときに軽微かどうかという判断ですので、今回は設計変更をする上での判断で軽微といたしました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

もうこの項は終わりですよ、4回終わりましたので。次の（2）にいきましょう。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 次が問題です。

想定外の湧水が出た、想定外の湧水、水が出た、ということは工事をストップするんですよ。そうすると、ウエルポイント、水を抜かないと工事ができない。建物が建たない。これ軽微じゃないです。これをやらないと工事が前に行かない、これを重要と言うんです。いかがですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどと回答が同じになってしまうんですけれども、設計変更に伴うということの考えです。工事を進める、実際どの工事が必要だから行うもので、それはやっぱり必要不可欠だと思います。今回は全体的な判断で、設計変更に伴う段階での判断、先ほど言ったように構造だとか、いろいろな位置だとか断面とかそういうものを造り上げる構造物は何ら当初と変わっておりませんので、軽微と判断いたしました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それは詭弁。これをやらないと前に進まない、これ重要なんです。これもう1回、もうちょっと読んでください。それと、設計士の人にも相談してみてください。ウエルポイントの専門業者にも。断言ですよ。これを重要でないと言われたら困りますとまで言われましたよ。

時間もございませんけれども、もう1回言い直してください。そういうことでございまして、私の意見。

○議長（平野忠作） 再々質問で。大丈夫ですよ。続けてください。

○4番（有田恵子） 次いきます。

○議長（平野忠作） 次いきますか。じゃ、（3）のウエルポイント工事の下請契約の内容ですネ。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 問題は費用が、全体の増額分は4,000万円以上なんですけれども、問題は一番大きなところの2,700万円のところのウエルポイントの話をしているわけです。あとの砂の工事のあれは別に、あれは軽微だと思いますよ。それは軽微。重要な工事のところだけでお伺いしているわけですからね。何か一緒くたにしては駄目ですよ。一緒くたにして4,000万円にして、はい10%以内とかそういう話は駄目ですよ。重要な工事は重要。

昔、事例であるんです。200万円以下の判例があったんです。議会を通さないで200万円の

工事をやっちゃったと。200万円ぐらいでいいだろうということで裁判、負けましたよ。金額の多少でもないんです。物そのものが、工事が重要かどうか、ここが大事なんです。砂工事とかそんなのと一緒にしたら駄目ですよ、軽微と。いかがですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） これも先ほどと同じで、重要か軽微の話だと思うんですけども、何度も繰り返すことになりますけれども、造り上げるものは当初の計画と何ら変わっておりません。そのための附帯工事はプラスになりましたけれども、そういうわけで軽微な変更というふうに判断いたしました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ちょっと申し上げますね。1年前にやってしまったという工事の金額と、後で工事をやってしまってから見積書を出すという前代未聞の話なんですけれども、普通の家では考えられないようなことを、課長やっているんですけれども、その金額がどう考えたって1,100万円ぐらいで全部、手間賃入れてですよ、どう考えてあげても1,100万円。その約3倍で、その計算の見積もりを課長が通しているということ。台本を書いたという、シナリオですね、ということなんです。

なぜそこまで。最初に申し上げたように、飯岡中学校の財源は復興資金なんです。全国の人が寄附してくれたりいろいろやった、そういうお金が含まれているわけですよ。血税なんです、これはね。そうすると、課長というのは公務員ですから、できるだけ少なく節約してやろうということを、この工事は絶対にやっていただきたいと思います。飯岡は津波で大変な目に遭いました。だから皆さんが、天皇陛下も来ました。皆さんが注目してくれたんです、この市は。だからお金もいっぱい集まった。その財源ですよ。そんな一つの建設会社だけに有利にしてというようなことをされたら、私はもう許せないと思います。

できるだけ、担当課長として節約して、先ほど言いましたコスト計算しながらやっていただく、そうすると、私が申し上げたようなことで湧水があった、その時にばっと議会に出す、それでいいんですよ。それで積算でやれば、赤本でやればいいんですよ。何も言っているわけではないんですよ。なぜやらずに、1年おいて高値でぼんと請求して、そこに問題があるということを申し上げている。あと5分でですけども、そういうことを言っているんですよ。なぜ建設会社にばかり有利なようにですよ、何かあるんですかというような話になるんです。

よ。何でしたんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 業者に有利にしたかという話ですけれども、有利には全くいたしておりません。県の積算基準に基づいて、公共工事として適正に積算のほういたしております。以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 私は書類をいっぱい全部つくっていますから、一度突き合わせしましょう。これは終わりませんから。きちっとさせていただきたいと思います。

これで、一応締めくくりとしますけれども、そういう細かい作業をさせていただきたいと思います。それで結構です、今回は。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（平野忠作） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。平成28年旭市議会第4回定例会において、一般質問を行います。

先日、千葉市へ出かける用事がありまして、行きましたら、三越が閉店するという話を聞きました。駅前にはセントラルプラザ、パルコ、三越、そごうと4つの大きな百貨店があったのですが、とうとうそごう一つになってしまいます。千葉駅からパルコまでのカラフルな

循環バスの姿も見かけなくなり、時代の流れとはいえ、寂しい気がします。県都政令指定都市千葉市でさえこういう状態ですので、地方から撤退していくのも無理はありません。しかし、地方には地方のよさがあります。その特性を生かして、生き延びていかなければなりません。

本市の基幹産業は、農業であります。農家が景気がよくなくては、旭市は元気にならないという話をよく聞きます。その農業にとって、今までなかった頭の痛い問題が発生してまいりました。イノシシの繁殖による問題です。増え過ぎて完全にお手上げの自治体もありますが、まだ間に合います。対策について伺います。

農業問題 2 番目として、集中豪雨等に対する対策、併せて伺います。

次に、台風の被害状況について伺います。

今年は前半は台風の発生がありませんでしたが、8月の末から発生した台風、14個発生いたしました。そのうちの10個が相次いで本土に上陸あるいは接近し、日本各地に甚大な被害を及ぼしました。本市への被害状況、被害金額について伺います。

質問の大きな3番目、工業団地についてであります。

前回、林晴道議員の質問の答弁では、市内にあったさくら台、鎌数の工業団地、空きがないという答弁でした。企業の誘致を図って雇用の促進、人口減に歯止めをかけようと思っても、土地がなくては話が進みません。現在の状況をどのように考えておられるのか、工業団地造成の予定はないのか伺います。

次に、市バス、コミュニティバスについて伺います。

市バスの利用基準、利用率について、コミュニティバスのあり方について伺います。

最後に、安心・安全なまちづくりについて伺います。

市民のアンケートなどの結果を見ても、いつも上位にあるのが安心・安全なまちづくりについての要望であります。誰でも安心なまちに住みたいと思うのは、当然であります。そこで、防犯カメラの設置予定について。公用車へのドライブレコーダー搭載について。中学生全員にAEDの講習を行っては。空き家対策。以上4点であります。

簡単なようですが、すぐには対策が打てない困った問題だと思います。が、現実には、当面する市民にとっては切実な問題ですので、どうかできない理由ではなくどうしたら解決できるのか、前向きな答弁をお願いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、1の農業問題についての（1）イノシシ対策についてと、（2）集中豪雨等に対する対策についてお答えいたします。

まず、イノシシ対策についてですけれども、近年、近隣の銚子市をはじめ、匝瑳市や旭市でも目撃情報や食害等の報告がありますので、対策を行っていく必要があると考えております。海匝管内では、イノシシの目撃情報があった場合は海匝3市ほか県やJAちばみどり、海匝農業共済組合、猟友会等で構成する海匝地域野生鳥獣対策連絡会議に連絡いたしまして、事務局の海匝農業事務所が中心となりまして、連絡調整や対処方法の協議を行っております。

旭市におきましては、本年度旭市鳥獣被害防止計画にイノシシ対策を位置づけるとともに、今後は市内の生息区域調査を猟友会に委託する予定でございます。

また、イノシシ対策を実施するための組織といたしまして、猟友会や関係団体で構成する旭市鳥獣被害防止対策協議会を設立するとともに、平成29年度には箱わな等を購入しまして、イノシシの捕獲を目指していきたいと考えております。

続きまして、（2）の集中豪雨等に対する対策についてですが、まず畑の関係ですけれども、畑の表面にあります耕作土、これが流れてしまいますと農作物に被害が出る可能性がありますので、被害を最小限に食いとめるために、耕作に当たりましては雨水の排水を考えておくことは大事なことでと考えております。排水の悪い畑の場合には、サブソイラー等で耕作土の下にあります固い層を破壊したり、排水溝を掘ったりすることが考えられますけれども、いずれにしても農地の管理につきましては、耕作者の皆さんに行っていただくものと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、大きな2番目の台風の被害状況について被害箇所、被害金額について回答いたします。

本年8月の台風7号及び9号による道路等の被害状況につきまして、回答いたします。

まず、台風7号での被害箇所は道路路肩の崩壊・流出が4か所、道路冠水が2か所、倒木が1か所であります。

次に、台風9号での被害箇所は、倒木が15か所、道路路肩等の崩壊・流出が4か所、道路冠水が6か所であります。なお、被害額につきましては、台風7号、9号とその後の大雨によるものを含めまして、全部で23か所で約4,600万円でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは3項目めの工業団地について、造成の予定についてお答えいたします。

二つの工業団地におきましては、全て分譲になっております。そのような中で、工業団地の造成につきましては土地購入などに多額の費用がかかることや、開発行為などの各種手続きに長期間を要することなどがございまして、市単独での造成は非常に難しいと考えております。

また、あさひ新産業パークの分譲終了後には、千葉県土地開発公社へ新たな造成等の要望もいたしました。が、土地開発公社におきましても、他の地域で工業団地の分譲がまだ終了していないとのことから、新規造成を行う予定はないとの回答をいただいております。

なお、工業団地は既に埋まっておりますが、大きな雇用が望める製造業などの企業誘致につきましては、現行の企業誘致条例で市内全域をカバーしておりますので、それらの優遇措置をPRして、企業誘致に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課からは大きな4番目の市バス、コミュニティバスについてのうち、（1）市バスの利用基準、利用率についてご質問にお答えします。

利用基準につきましては、旭市バス使用要綱に使用の範囲が定められています。第2条第1項で利用者が20人以上、乗車定員以内で、利用目的が1号から5号に該当する時に使用できると規定されています。

利用目的の主なものとしては、市が主催する式典や行事に市民を送迎する場合、市の関係団体が実施する事業に参加する場合や、市の関係団体が行事、大会等に参加する場合で、市長が必要と認めたときなどとなっております。

また、第3条で運行の範囲は1日につき300キロメートル以内とし、宿泊は認めないとなっております。運行時間は午前8時半から午後5時までとなっておりますが、前後1時間の延長は認めております。

次に、利用率につきましては、平成27年度の実績でお答えしますと、車検や年末年始の運休を除いた運行可能日数が357日で、1号車の稼働日数が211日、利用率は59.1%。2号車の稼働日数は200日で、利用率は56.0%で、2台合わせた利用率は57.6%となります。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、私のほうからコミュニティバスのあり方についてというご質問にお答えしたいと思います。

まず、あり方についてというご質問ですが、あり方につきましては、とても大きな課題だというふうに私どもも認識しております。そこで、現状のコミュニティバスの目的及び課題等について説明させていただき、あり方等を検討していきたいというふうに思います。

まず目的ですが、コミュニティバスというのは交通空白地域、ここを補うことで、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者に対しまして、病院や駅等への交通手段を確保することを主な目的としております。

その中で、合併後10年が経過してございます。市民のさらなる利便性向上のため、現状の問題点・課題を整理し、コミュニティバスでいいのかなどを含め、市内の公共交通体系全体の見直しをする必要があると考えております。さらに、超高齢化社会の中、交通弱者の増加が予想されることから、そういった方々への交通手段を確保していくことは重要な課題だと認識しております。そのためには、コミュニティバスの乗車実績の分析や運行ルート、ダイヤ及び運賃改定、加えてデマンドタクシーなど新たな交通モードの導入の可能性、それと路線バスやＪＲとの連携などについて調査、検討を行っていく必要があります。これらによりまして、市にとって望ましい公共交通体系を明らかにし、よりよい体系を構築するため、マスタープランとなる地域公共交通網形成計画の策定に、来年度取りかかる予定となっております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは大きな５番目の安心・安全なまちづくりの中の（１）と（４）につきまして回答申し上げます。

まず、旭市内の犯罪認知状況を見ますと、年々減少傾向にあります。これらの犯罪なんです、駅前、それから商店街等が集中する場所で多く発生しているという状況であります。こうした点から、千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金というのがありまして、それを活用しまして、昨年まで駅前や商店街を中心として８台設置いたしまして、今年も５台設置することとしています。今後、犯罪の発生状況等を勘案しながら、警察と連携を密にして、犯罪抑止効果が十分に期待できる場所を選定して、設置を検討してまいりたいと考えており

ます。

次に、（４）の空き家対策であります。

市では現在、苦情等で相談があった場合には、現地を確認いたしまして所有者の連絡先が判明した場合は、主に賠償責任が発生する場合があるなどの文書、それと写真を添付いたしまして通知、連絡を行って、建物等の適切な対応、管理をお願いしているところであります。市からの連絡で折り返し連絡がある場合があるんですけども、適切に対応されるということになりますが、連絡がない場合、この場合には同じ建物の苦情には再度手紙を出しまして、さらにきつく通知をしている、そういう状況であります。

相談内容の主なものなのですが、近くの方がさまざまな危険、例えば倒壊であったり害虫の発生、そういったものを心配しての相談となっておりますので、ただ今あるもの、建物については個人の財産であるため、市ができることは現状では限られているという中での対応となっているのが実情であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな５番、安心・安全なまちづくりについてのうち、（２）についてお答えを申し上げます。

ご質問は、公用車のドライブレコーダー設置についてということでしたので、現在の状況をお答えいたします。

公用車のドライブレコーダーの設置状況につきましては、現在のところ市役所と消防本部を合わせまして、合計で１３台となっております。このうち、市役所の管理車両は８台で、内訳は防犯パトロールなどに使用する、いわゆる青パトが６台、コミュニティバスが２台となっております。また、消防本部の管理車両は５台となっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、（３）中学生のＡＥＤ講習につきまして、市内各中学校で生徒に対してＡＥＤの講習をしてはどうかということについてお答えをいたします。

市内の中学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、中学校２年生の時に保健体育で応急手当の意義と心肺蘇生の授業を行い、生徒は応急手当の方法として人工呼吸や胸骨圧迫などと併せてＡＥＤの使用法について学習することとなっております。

ＡＥＤの研修内容でございますが、２年生のみが行うか、あるいは全学年で行うかといっ

対象学年の幅、それから実施時期、時間、形態などのそういった実施方法につきましてはそれぞれの中学校で異なっておりますが、各中学校ともAEDの機能や使用方法などについて消防本部や赤十字の方を講師に招き、実施を取り入れた学習をしているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、イノシシの被害についてであります、今対策協議会を立ち上げたということですが、現実には捕獲とかそこまではまだいいないんですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 対策協議会の関係ですけれども、これはこれから立ち上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この質問、ちょうど昨年この12月で私、質問しているんですよ。課長は違いますが。こういうのは、だから早くしないとどんどん繁殖して増えちゃって、もう既に市原市だとか茂原市あたりはもう手のつけられない状況になっているんですよ。増え過ぎちゃって。ですから、今のうちならまだ間に合います、この辺は。辛うじて。

向こうが海で太平洋で利根川があって、今海匝と言いましたが、匝瑳市あたりと連携してやれば、まだ間に合うと。もうぎりぎりだと思いますよ。繁殖力強いですから、年に2回は最低子どもを産みますので、このペースでいっちゃうともう手のつけられない状況になっちゃいますので、早急に、今何頭もないと思うんですが、早急にそれを駆除すれば防げると思うんですが、そういったお考えはないですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず、捕獲するためにわなの購入を考えております。わなを購入しても、市だけで、行政だけでできる問題ではございませんので、猟友会の方、それから地元の農業関係の団体の方、そういった方々、皆さんとともに知恵を出し合いながら、それからまたわなの購入に当たりましては国の助成制度もありますので、そういったのを活用しながら進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 大変申し訳ないですが、対応が遅いです。もう現実に、木更津市では猟友会27名で、猟友会に言ってお願いをして、現実に中心的に活動しているのは8名、70歳以上なんです、全員が。それでも2014年には550頭捕獲しているんですよ、8人ですよ。ですから、やればできるんです。

それで、本格的に県は乗り出していまして、市町村と連携をして駆除に当たるということになっていますので、現実にもう県は北限というか茂原市と成田市を境にして、そこから全部封じ込めるという対策です。それ以上広がらないように。ですから、そういう対策をやっているんですから。

それで、参考までに申し上げますが、昨年県はもう1万7,700頭捕獲しているんですよ、既に。イノシシを。もうそういう状態なんですから、今この海匝地区、今から立ち上げるとか相談していたのでは、どんどん増えちゃいますので、イノシシの場合は別にカモと違って猟期とかないでいつでも捕獲できるわけですから、これはぜひ猟友会の方々にお願いをして、市単独でもやればできるわけです。ですから、海匝と連絡をしてぜひそれをやっていただきたいと。

これだって、来年になったら恐らく手がつけられないような状態になっちゃいますよ。農家は真剣です。あれが増えちゃったら、基幹産業、農業、畑作ほとんど被害を受けますし、鉄条網では駄目で、全部あれ電気の柵をやるっていったってあれも大金ですし、あくまでも頭数を減らすことですから、それを早急をお願いしたいと思います。よろしくお願いします、ご答弁。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） イノシシは出産頭数も結構多いということで、増えていくということで、市のほうでもできるだけ早く対応してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、次の台風の被害状況についてですが、これは先ほど被害箇所がありましたと言いましたが、きのう高橋議員の答弁でもよくパトロールしているというのがあるんですが、原因は皆さんパトロールしているんでしょうが、側溝の整備とかあるいは道路のわきに枯れ葉とかたまってしまって、そこからあふれ出した水で崩れたのが大半だと思うんです。ですから、そういったことを念頭においてのパトロールをしていると思うん

ですが、今回の被害の原因はやっぱりそれでしょう。崖崩れとかできたやつ。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 今お話ししましたそういう関係で崩壊されているというのは、事実でございます。

それで、台風に限らず大雨時には大地から道路へかなりの量の水が流れ込んできます。この時に、先ほどおっしゃいましたが道路側溝やそういう排水施設が破損したり、堆積した土砂、それと落ち葉ですね、そういうものが機能が低下すると。そういう関係で排水が漏れて、周辺ののり面に流れ込んで斜面が崩壊と、併せて住宅地への浸入につながるということになっております。

このような状況を防ぐためにも、適切な施設の維持管理によりまして、機能の確保に努めていくことが肝要でございます。建設課としましても日常的な点検、補修と併せて台風など大雨が予想される場合については、事前にパトロールの強化を図りまして、台風被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

それと、あと側溝等の排水施設の清掃や立ち木の枝払い、そういった関係は住んでいる方、住民の皆様による日常的なご協力も大切であると考えておりますので、今後もその辺のところを協力しながら、被害軽減に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 合併前は、合併前というより、旧旭市の方々はこういうことはなかったと思うんです。第一、崖とか坂がないんですから。ただ合併前、町でも、私も海上町でも台風が来るとやっぱり三、四千万工事費が毎回かかっていたんです。ですから、別に皆さん方のあれでも何でもありませんが、ただ、今申し上げました立ち木とかが管理が行き届いていけませんので、道路をトンネルみたいに立ち木が伸び切っちゃって、前回でしたっけ、島田和雄議員も何かでお尋ねしたら、立ち木の伐採はそこまでは市はやらないんだということですが、合併前は各自治会がやると、そこに町が多少補助金を出していたんです。予算枠がついていなかったかもしれない、じゃあ、5万円ぐらいやるから皆さんでってそういうものがあつたんですが、そういうようなことはしていただければなかなかいいかなと思うんですが、そういうのは、今はないんですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに、道路に枝とか大きな木がかぶさるということで、話は聞いております。ただ、建設課としましては、木については個人の財産でございますので、個人で可能な限り刈っていただければと思います。お金のほうは、申し訳ございませんが建設課のほうでは補助金はございませんので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ただ、先ほども倒木の被害とありましたでしょう。そうなった場合は、市が全額撤去費用とか出すんですよね、道路とか倒木になった場合。ですから、そこまできなれば枝を切るぐらいは地元の人に切ってもらって、その処分は受け入れてくれますよ、こちらで。ですから、多少はそういうのを建設課はないんですけれども、どうですか、市長。そういうのを市長の判断で、地元の人が切ってくれるのなら多少はということで、昔はあったんですよ、それ。ですからちょっとお考えいただければ、市もお金も助かるし、みんないいと思うんです。そんなお考え、ちょっと考えていただけませんか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の4回目に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、道路をふさぐ木がいっぱいあちこちで点在して見えるところがありますけれども、そのことについては交通事故等のことも考えまして、いろいろこれから財政とも相談しながら、建設、財政、関係の課と相談しまして、どうあるべきかという部分について検討を加えていきたいとそうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ひとつよろしく願いいたします。

今、防犯面というあれもありましたが、確かにそうなんです。例えば、防犯灯がついていても、木が覆いかぶさっちゃって防犯灯の役目を果たしていない所が随分あるんです。ですから、そういった面もありますので、ぜひ新たに旧旭市にはなかった問題ですが、今合併して飯岡、海上、干潟にはそういうところが新たに出てきた問題ですので、新たにお考えをいただきたいとこのように思います。

続いて工業団地についてですが、先ほど課長の答弁で、やはり土地がないということですが、例えばこれから円安が進んで、海外に行っていた工場がだいたい国内に戻ってくると。そうした場合に、国内に工場を建てるわけですから。その場合に、さあ旭市に工場来いと言ったって団地がなくて、土地がなくては来ないわけです。ですから、これ市単独でやるわけにはいかないでしょうが、何か対策を考えていただきたいとこのように思うんですが、あと現

実にあれでしょう、問い合わせは多少あるでしょう。旭市に土地ありませんかとかって、そういう問い合わせありますよね。どうですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 工業団地の問い合わせでございますが、それらにつきましては管理しているところが土地開発公社のほうでございますので、そちらのほうにはあるそうです。ただ、土地開発公社につきましては、今現在、分譲が残っている千葉市のほうを紹介しているような状況です。また、先ほども言いましたように、金融機関を通して企業の進出のような話がございます。それらにつきましては、関連する機関、また市の優遇措置をPRしながら努めているような状況でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） お金のかかることで、例えば個人的に考えても住宅を旭市に求めたいとかという人がいろんな土地を見比べると思うんです。それで旭市は最初からないということでは、もう最初からその土俵に上がれないわけであって、これをひとつやはり、もう少し国、県あたりに働きかけていただきたいとこのように思うんですよ。

それで、これも合併してからのことなんですが、旭市には旧台地から今豊富な湧き水が、1日何万トンという湧き水があるわけです。ですから、例えば水を使うような工場であればその豊富な湧き水を使えるので、そういった特性も備えているんです、ここは、この地区は。そういったことも念頭に入れて、少し県あたりに働きかけていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 今議員のほうからの提案がございました地域の資源、お水という話でございました。これらにつきましては、新たな進出企業、そういう話がございましたら、本市の地域の資源が有効に活用できるかどうか、その利用方法などについて調査・研究しまして、可能であれば企業のほうへ情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 鎌数の工業団地には藻から燃料をつくると。いつか昔、大塚議員が言

っていたと思うんですが、そういう工場ももう進出しているんですから。というか藻をつくるには地下水が一番いいんですよね、自然に発生しますので。ですから、そういった企業があればぜひ来ていただけるようにということで、よろしくお願いしますと思います。

次に、市バスのことについてお伺いをいたします。

市バスの利用率が59%、56%。平均で57%ですか、これ、空いていてもったいないと思うんですが、これはやっぱり利用基準が厳しいからじゃないんですか。実際に使いたいと思う人は結構いると思うんですが、なかなか合わないとかということがあるんですが、もう少しせっかくあるバスの利用基準を多少緩めるというわけにはいかないんですか。これ、どうしてこんなに厳しくなっちゃったんですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 利用基準について厳し過ぎるのではないかというご質問だと思います。

利用基準につきましては、近隣市と比べまして運行時間や運行距離、最低乗車員数等その他含めましてほぼ同じとなっております、本市の利用基準が近隣市と比べて厳しいものではないと考えております。また、市バスが空いている場合は、その日の利用申請があり利用基準を満たしていれば、運行を許可しております。

空いている状況なんですけれども、実際は3月、4月がかなり使われなくて、空いております。ただ、逆に9月から12月とか6月、7月等につきましては、かなり高い利用率で埋まってしまうので、そこで申請されてももう2台とも埋まっていますというご回答になってしまう場合がありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ちょっとお尋ねしますが、泊まりのバスは使えないんですしたっけ。1泊で行く場合は駄目でしたっけ。何で駄目なのか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 先ほど、最初の質問でお答えしましたけれども、バス使用要綱がございまして、その第3条におきまして宿泊は認めないと定めておりますので、申し訳ありませんが、現時点では宿泊は認めないと……

（発言する人あり）

○市民生活課長（大木廣巳） 一応近隣市も確認したんですけれども、近隣市におきましても宿泊は認めないとしております。また、なぜという話ですけれども、運転手の拘束時間も含めてバスの運行管理面から、宿泊の利用は厳しいと考えております。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） はい、理解しました。

それでは次に、コミュニティバスのあり方についてですが、先ほど生活弱者のためということで、本当にそのとおりだと思うんです。それでちょっと一つ気になるのが、運賃の改定も含めてということをおっしゃいましたよね。運賃の改定って恐らく値上げということだと思うんですよ。ところが、生活弱者にとってこの値上げは、値上げしてもらっちゃ本当に困るんです。

具体的な例を申し上げますか。例えばうちのほう、本当に交通機関がないですから、これは合併前からお願いしていて、合併前は財政的に無理だったんです。それで、合併したおかげでできたシステムであります。ですから、合併して本当によかったと喜ばれている事業の一つなんです。バスが通ってくれたと。家のほうの台地をバスが通るなんて考えていなかったと。毎回乗れて本当にいいと。病院に行くのもいいと。今もっと喜ばれているのは、お年寄りは大した物いらないんだよって、私たちはって。豆腐と納豆があればいいんだよって言うけれども、その豆腐と納豆を売っているお店が一軒もないんです、うちのほうは。ですから、このバスに乗って買い物に行くんです。

そのバス料金が、値上げになると恐らく100円が200円か300円になっちゃうと思うんです。ですから、ぜひそういうことはお考えをおやめいただきたいと。ここで、だって運賃料、年間1ルート2,500万円ぐらいかかっていて、運賃収入100万円ぐらいでしょう。100万円いかなと思うんです。それを倍に上げて1割から負担を幾らか1割5分ぐらいに上げたって、それで利益を出そうというもともとそういうあれじゃないんですから、ひとつこのところはほかで財政を削っていただくと、この前も林晴道議員の質問でありましたね、キャンプ場の体育館。あれを料金を上げると。上げて幾ら増えるんだっていったら、10万円でしょう。年間10万円。たった年間10万円を増やすのに、ああいう公共の青少年の施設の料金を上げるとか、それはちょっとこれはこれでもう交通弱者のためのやつなんですから、これはもうやらなくてもいいということで進んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 運賃値上げをしないでほしいという……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） はい。先ほども申し上げました、運賃改定も含めてと申し上げましたのは、例えば今までの地域公共交通会議の中でもそろそろ200円かなという議論は何度か、1回に限らず出てきております。この辺の考え方は、コミュニティバスというのは当然収益を目的としている事業ではありません。交通弱者を対象に考えているものです。ただ、税の均衡性、受益者負担の原則、この辺から考えて、幾らが適当なのかというような議論には何度かなっています。

今後、先ほどもちょっと言いましたが、新しく例えばデマンドタクシー等の導入など、複合的にそろそろ考える時期かというふうにも考えています。その中で100円がいいのか、ただがいいのか、200円がいいのか、検討すべき問題かというふうには思っております。当然、先ほど申し上げました繰り返しになりますが、超高齢社会の中でひきこもり防止やその買い物難民対策等も考慮して議論していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） デマンドタクシーというお話も出ましたが、最終的にはそうなっちゃうのかなということもあるんですが、やはり何度も言いますように100円で行けるからいいんです。これがやっぱり200円になっちゃうと、往復400円でしょう。やっぱりたかだか100円とおっしゃるかもしれませんが、老人クラブの大会だってそうでしょう。高橋議員がおっしゃっていましたよ、パンとあれなくただけで、もう来る人がぐっと減っちゃうんですよ。ですから、やっぱりワンコインで乗れるところがいいので、ここのところは十分検討していただいて、皆さん方が提案すると、議案で出てきたら幾ら反対したってもうほとんど無理ですから。反対もしたくないです。ですから、出す前には十分検討していただいてということで再度ご検討を、よろしくお考えをいただきたいとこのように思います。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 木内議員の考え方は十分理解しております。そこで、会議のほうにも今のご意見、しっかりと伝えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よろしく申し上げます。

私は市民の声を代弁しているだけで、私の考えではありませんからね。地域の切なる声でありますので、これは十分お考えをいただきたいと思います。

それでは、最後の安心・安全なまちづくりでございます。

防犯カメラ、前回宮澤議員が質問なさって結構つくということですが、先ほど駅とかそういうところで犯罪が多いということですが、その内容はどんな内容ですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 自転車盗、それから車上狙い、それから自販機荒らし、あとは空き巣等が旭市の中では多いということになっています。そういうところがあって、旭市につきましては駅前、例えば海上であれば海上ふれあい館から駐輪場のほうに向けて一つついている、これは公共施設の中でついているんですけども、旭市の駅前の東側の駐輪場にもついていた、駅、それから商工会館のあたり、それから金融機関の付近ということで、犯罪抑止という面ではそういった、やはりどうしても犯罪が起きそうな場所、この辺を警察と協議をしながら、連携しながらつけてきているという状況であります。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 私も警察署で聞いたら、犯罪というとびっくりしてしまいますが、犯罪には違いないんですが、ほとんどが自転車なんです。自転車に乗って行って、近くまで行ってただ、その自転車を盗んで自分の物にしてしまうわけではないんですよ。本当の足がわりに使って、ちょっと行くのに乗っていっちゃうと、そのような程度のやつで、だいたい見つかるんですが。犯罪といえば犯罪ですが。

私がお願いしたいのは、せっかく防犯カメラ、それもありますが、もっと大きな犯罪というか防ぐためにも、市の入り口、出口、いわば市の外れですよ。今皆さんがおっしゃっているのは中心部ですが、市の外れのほうにも一つ防犯カメラの設置はこれからは考えていただかなければならないのかと。犯罪者が犯罪を犯して逃走したりするやつで、具体的に言いますと銚子市から旭市への入り口とか、あるいは東庄町へのあの辺のところに1個ぐらい。それと、匝瑳市のほうはどっちもにぎやかなところですから、でもできればそういう幹線道路の犯人が逃げるようなところに、これからは頭を変えていただいて、そういうところにも設置をお願いしていただきたいとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 主要道路にということであります。この主要道路につきましては、実は警察のほうが逆に今、Nシステムだったりそういったもので大きな設備をしながらつけている事例があります。実際には匝瑳市のところについていますし、それから銚子市からこっちへ戻ってくるときに126号の付近にもついていいます。この辺は、市というよりは県下の中で考えていくべきなのかなということで、警察のほうの対応が進んでいるようですので、そちらのほうに一つ任せるのも筋ではないのかとそうように考えております。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ひとつ警察のほうと、そういうやはり要望もあるということでぜひ協議をして、今までどこでも中心中心ですから、ちょっと視点を変えていただいて、そういった面でのご提言もよろしくをお願いをしたいと思います。

続いて、（2）公用車のドライブレコーダーですが、意外と少ないと思うんですよ。これ5年ぐらい前に大塚議員が質問しているんです。検討しましょうということで、既にもう他市では全車についている市もあるんです。今もう価格も安いです。それで新聞に出ていたんですよ。ちょっと名前は忘れてしまいましたが、全車にドライブレコーダーを設置して、犯罪抑止に努めていると。こういうことであれば、やはり旭市は安心なまちだなと、そういったイメージも与えられると思うので、そのようなお考えはないですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 公用車のドライブレコーダーをもっと設置してほしいということについて、お答えを申し上げます。

確かにドライブレコーダーにつきましては、一義的には交通事故を起こした場合の状況把握ということのためというのがありますが、議員おっしゃられるとおり防犯対策等にも有効という部分もあろうかと思えます。現在は、パトロール車ですとかコミュニティバスということの設置でございますが、そのほかの車両につきましてもそれぞれの車両の状況に応じまして、必要性を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、（3）中学生全員にAEDを。これあれですか、確認をしますが、全員にAEDの講習はもうやっているということでしょうか。うなずいてくれば結構です。や

っているんですか。この前、面談の時にはやっていないということだったので、やっていま
すか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、研修のというか授業の学習の仕方はそれぞれ学校に
よって違います。必ず全員がAEDをさわってキットにやるというわけでも、人数の関係も
ございますので、そういうあり方については差があるということでございます。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これぜひ全員でやっていただきたいと思うんです。これもやっぱり先
進市ではやっているんです。中学生が全員AEDを使いこなせると、誰でも使いこなせる。
昔はAEDというのは医師しか使えなかったんですよ。今は誰でも使えるんですから。そ
れで、現実には父親が心臓発作で倒れて、中学生の息子さんが救ったという例もあります。そ
れで東京マラソンでも、これ聞いたら5万人か10万人に1人の割合で心臓停止状態になるそ
うです、統計的に。旭市でも結構マラソン大会とか駅伝やっていますよね。ですから確率か
らいけば、起きてほしくありませんが、結構起きる可能性があります。

それで、これ講習をやっていないとなかなか使えないですよ。音声でガイダンスやります
が実際にはできないので、一旦覚えればずっと身につくわけですから、ぜひこれ中学生全員
にAEDを教えていただきたい。時間の都合があると言いますが、そんなにこれ時間かかり
ませんよ。ぜひ再度お考えをお聞かせください。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） ご承知のとおり、消防本部が行います普通救命講習を受講して
いなくても、保健体育の授業で学んだ知識を基にしまして、胸骨圧迫ですとかAEDを行う
ことは可能でありますし、むしろ緊急時には高い使命感を持って行動しなければならないと
思っています。

しかしながら、消防本部が行ういわゆる普通救命講習Ⅰでしょうか、そういう講習が終了
すれば、消防庁から救命技能を有することを認定する修了証が与えられます。このことによ
りまして、生徒自らが自分の救命技能を自覚するとともに、緊急対応についての意識を高め
る効果もあるように思われます。生徒数や実施方法、保健体育の授業との関連等を整理しま
して、また消防本部との連携のもと、学校現場の意見も踏まえながらその可能性について検

討してまいりたいと思います。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ひとつよろしく願いをいたします。

全国でその数はちょっと忘れましたが、何十万人かが心肺停止状態になるそうです。それでその54%が、一般市民が助けているんです。警察とか消防が来る前に、一般市民がそれを命を救っているんです。54%が一般市民なんです。ですから、そういった意味でもやはり中学生にやるということは、大いにいいことだと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

最後に、空き家対策であります。

これは前回も質問しましたが、これ本当に空き家よりも一番困るのは、何ですか、完全空き家というんですか、あれ。人が入る、何ていったっけ、廃屋。固定空き家……。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） 特定空家、それです、そのことなんです。単なるアパートが入居者がいなくて、その空き家ではないんです。その特定空家に対する対策をお伺いをしたいと思います。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 法に基づいて特定空家に認定することができるようになりました。

市のほうではまだこれに対する手続きを含めた条例を制定していません。ということで、今は勧告をしながら対応を待っている状況であるということになります。

実際のところ防災、衛生、景観等の多岐にわたる状況、いろいろなことを考えますと、これは必要になるのかなということで、できれば空き家等に関する条例、それから規則等、法体系の整備を行っていきたいと思っております。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） その特定空家、要するに廃屋、市内でどのぐらいあると、分かりますか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 特定空家ということで、把握は実際にはしておりません。あと賃貸住宅、いわゆるアパート等ですね、その空き家もはっきりと数は把握できていない状況であ

ります。ただ、一戸建てについてはおおむね800戸程度あるということで、この辺は昨年の調査から把握はできている状況であります。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 本当に、特定空家ですね、それで台風とかやっぱり来ると、近所の人たちは不安でしょうがないと言うんです。トタンがばたばたいて家へ飛んでくるのではないかと。ですから、といって人の物だから勝手にはできない、困りますと言うと、でも何とかしてほしいと、これが切実な願いなんです。ですから、いろいろ悩み多い問題ではありますが、よろしくお願いをしたいと思います。

これから時代はどんどん変わります。守るもの、攻めるもの、我慢するもの。慎重かつ大胆な市政運営をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時 5分

○副議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○副議長（島田和雄） 太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 議席ナンバー9番、日本共産党、太田將範でございます。ただいまよりこの場所での一般質問を行います。

最近、私も年をとってきまして、周りに介護を必要とされる方が随分増えてきておりまして、私のところの知り合いのところでも事業所が人数が成り立たなくて困っているとかそういう事例があったり、介護による離職というのが非常に多くなってきております。

そういった意味で介護保険、あるいは現在行われている旭市の介護事業、こういったものがどういう方向に行くのかということを取りあえず分からないので、一般質問させていただきまして皆さんと共通した認識を持ちたいと思います。

1 番目は、旭市介護予防・日常生活支援総合事業、新しい総合事業ということになっておりますけれども、それはどういう内容なのかと、事業の中身についてちょっとご説明をいただきたいということです。

それと関連しまして、2 番目といたしまして、今年の3月からですか、介護保険から移行しました新総合事業の現状についてということで特に通所と訪問介護、この辺がどういう形で運営されていくのかということで、まだ10か月半ちょっとぐらいのことですけれども、どういう影響が出てきているのかと、あるいはどういう事業が多くなっているのかというようなことについて、現状について説明をお願いしたいと思います。

また、地域ケアシステムというものを作成をするということになるわけなんですけれども、それがどういう形でどういった事業を行うのか、その計画と施行された後の現状について説明をお願いしたいと思います。

制度改正によりまして、介護保険の中の特別養護老人ホーム等の補足給付というのがあったんですけれども、その範囲が非常に狭められてきているということから、今までの状況と新しくこの事業が始まってからの影響ということについて説明をお願いしたいと思います。

それから、要支援1、2が介護保険から外されますけれども、現在特別養護老人ホームの待機者は何人ぐらいいるのかというようなことについてのご説明をしていただきたいと思います。

2025年につけて厚生労働省のほうは、介護保険が全国的にかなり上がるというような発表がなされております。これについてのだいたいどのぐらいになるのかということと、旭市の予測ができましたならばお願いしたいと思います。

大きな2 番目といたしまして、住生活基本法と住生活基本計画の内容についてということで、担当課よりご説明をいただきたいと思います。今回の一般質問でもかなり、空き家の問題とかさまざまな住宅に対する計画というものが出てきております。国と県はこの二つの基本法と計画をつくらなければいけないんですけれども、市町村は義務づけられてはいないということになっておりますけれども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

住宅の現状と課題についてということで、旭市の場合は都市部と違ってどういった課題があるのかと、現状について説明を行っていただきたいと思います。

先ほど来出ているんですけれども、空き家問題です。特に住宅のほうの空き家の問題、これについてどういう認識を持っているのか、あるいは現況はどうかというようなことについての説明をお願いしたいと思います。

住生活基本計画の中には、住宅の改修、家賃等の助成をするというようなことを一応条文ではうたっているわけなんですけれども、具体的にどのようなことをやるのかということについて説明を求めたいと思います。

最後に、住生活基本条例及び住生活基本計画を旭市でも制定していったほうがいいのかと、おのおの例えば人口を呼び込もうとするのでいろんな住宅の助成とか、さまざまな計画があるんですけれども、それがみんなばらばらになって今現在政策がとられるわけなんですけれども、住宅全体についての基本的な計画というのは、これから都市計画だとか旭市の景観だとか住環境、全てにわたって影響が出てくる内容ですので、また社会的に弱者対策とか、そういった点でも住宅の問題についての基本的な政策があったほうがいいのかということで、これらの条例を求めるということで最後に質問したいと思います。

そして、大きな3番目といたしまして、マイナンバー制度が始まったんですけれども、その中身につきまして一般質問を昨年行いまして、マイナンバーの提出を、書いていなくても行政に関する届け出等は無効ではないし有効だということで、特に法律に書いてあるから書いてくださいということは言うけれども、強制はできないよというような回答を得ているんですけれども、これがどうも最近の事例から申しますと、どうもそれがかなり総務省のほうからもっと広げろというようなことが出ておりまして、いろいろ問題になりそうな点がございます。

これについて今まで、昨年行っていただきましたマイナンバーに対するご回答を再度確認したいということと、どうも総務省が行っているマイナンバー制度を広げると、今三つの分野で行われているんですけれども、それをもっと広げていくという上で、かなりいろいろな問題が出てきそうな感じがいたします。行政から出す文書につきまして、マイナンバーをどういうふうに取り扱っているのかと。また、あるマイナンバーについて、旭市の場合、マイナンバーカードの申請がどれだけあって、どれだけ交付したのかというようなことについてもご回答をいただきたいと思います。

この場所での発言は以上のとおりでございます。あとは自席において質問いたします。よろしく申し上げます。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、高齢者福祉課からは、大きな1番の介護保険と新総合事業についてお答えいたします。

初めに、（1）の旭市介護予防・日常生活支援総合事業の関係ですが、これは議員がおっしゃるとおり、今年の3月から始まりまして、要支援1と2で総合事業に変更された内容というのは、要はデイ・サービスである通所介護サービスと、ホームヘルパーが訪問する訪問介護サービスが市の所管事業となり、当該事業所の新たな新設許可、これが県から市で行うということになったものでございます。

それで、（2）番の介護保険から移行した新総合事業の現状でございますが、本年の9月現在、訪問介護サービスが95人利用者がございます。それから通所介護サービスが166人ございます。それから市が独自に行っております通所型サービスA、これはミニデイ・サービスと、それと筋力向上のデイ・サービスでございますが、その利用者が150人となっているところでございます。

それから、（3）の地域包括ケアシステムでございますが、これにつきましては内容としては、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる仕組みのことでございまして、今現在うちのほうではその一角として旭市地域包括支援センターがその活躍の場としてあるんですが、医療機関、あるいは介護事業所、そして各地域のボランティア等々の連携のもとに将来に向かって、例えば緊急で病院に行くような場合、あるいは介護を受ける場合、お互いに連携をするシステムの構築に今は努めているところでございます。

続きまして、（4）の制度改正による利用者負担と補足給付についてでございますが、先ほど議員がおっしゃいました補足給付、これにつきましては、特別養護老人ホームに入っている方、その中で低所得者の方につきましては食費と住居費、これについて軽減されるわけなんです、これまではそれが低所得の場合、所得額で判断していたわけなんです、それが今度は、例えば今現在預貯金で1,000万円以上ある方、これが収入と見ることになりました。それと今年の8月からは、遺族年金等の非課税の方もその判断の対象となるということで、その辺が変わってきております。

それで、自治体の現状といたしまして、本年度1,000万円以上超して軽減が受けられなくなった方、これは4名にとどまっております。ただし、遺族年金等を受ける方で、ある程度軽減割合、これが第2段階の方はいるんですが、それが第3段階に変わった方、これが133

名ほどおります。それで市の影響なんです、本人の負担が増えるということはもちろん市が軽減されるわけなんです、月平均概算ですが102万円程度、市としては軽減されるということになっております。

続きまして、特別養護老人ホームの関係でございますが、本年の7月1日現在、旭市の特老の待機者は221人となっています。それで介護1、2の関係につきましては、国の入所基準におきましては要介護3以上になっておりますが、ただし特例がございまして、例えば認知症の方、あるいは精神異常の方、もしくは虐待等にさいなまれている場合は介護2以下でも入所できるという基準がありますので、その辺で運用しているところがございます。

それから最後に、(6)の2025年の給付費や保険料の関係でございますが、うちのほうに第6期介護保険事業計画というのがございます。その中で推計を出しておりますのでちょっと発表させていただきます。まず、2015年が保険給付費の推計が44億8,184万8,000円。これが2025年になりますと52億5,874万3,000円となります。それから介護保険料につきましては、2015年が月額4,500円、これが2025年には6,013円となる見込みとなっております。

なお、国におきましては、2025年、全国的な推計値として8,200円程度に上がる可能性があるということが発表されております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○副議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、私のほうからは旭市の住宅政策についてということでお答えいたします。

初めに、住生活基本法と住生活基本計画の内容についてのご質問です。住生活基本法につきましては、住生活の安定の確保、向上を図る施策につきまして基本法のほうに基本理念、これを定めまして計画を推進し、国民生活の安定、向上、社会福祉の増進を図り、国民経済の健全な発展に寄与するということを目的といたしたもので、理念といたしましては良質な住宅の供給ですとか、良好な住環境の形成、あるいは住居の安定の確保、そういったことを基本理念として挙げております。

住生活の基本計画です。こちらのほうにつきましては、お話にありました国のほうの計画、これにつきましては若い方、子育ての世代、高齢者が安心して暮らせる住生活の実現、また2番としまして既存住宅の流通、空き家の利活用の促進、3番といたしまして住生活産業の活性化、そういったところを国土交通省のほうから示しているところです。

都道府県のほうですけれども、千葉県では現在、第3次住生活基本計画を策定中で、その

中では、一つとして住宅や住宅地の質の向上と住生活にかかわるサービスの充実による地域づくり、2番といたしまして住宅確保要配慮者への重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築、3番といたしまして地域特性や居住ニーズを踏まえた多種連携による地域の活性化、そういったものをテーマに挙げて現在策定をしているところです。

次に、旭市の住宅の現状、課題ということで、課題という部分でご質問がありました空き家のお話がありましたけれども、都市整備課といたしましては、現在市内全域のほうに都市計画を広げるということで事務を進めているところです。そういった中では、広げる上での現在の土地の利用状況、あるいは広げた際の建築基準法、その上での不適格建築物、そういったものについて今後どの程度あるのか、またそれに対する対応、そうしたことも一つの課題というふうに考えているところです。

次に、住宅の改修ですとか家賃等の助成についてというご質問です。住宅の改修につきましては、現在、耐震診断と耐震改修の補助金をやっております。また今年度からは、住宅リフォームの補助金のほうも始めさせていただいております。

それと、最後に住生活基本条例及び住生活基本計画の策定の予定はということでご質問がありました。現在、千葉県のほうで第3次の計画を策定中ということです。また、県内の状況につきましても都市部のほうで、千葉ですと東葛方面で幾つかつくっているところがあるようですけれども、当面の間は県の計画ですとか、近隣の市の動向、そういったことを見ていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課のほうからは、住宅政策の中の（3）住宅の空き家問題についてお答えいたします。それと最後のマイナンバーということで。

市が昨年実施いたしました空き家調査では、アパート等を除く戸建て、ここには別荘、それから一時的に不在の住宅等も含むんですけれども、空き家と思われる件数、これは約800件弱ありましたということで、このうち対策が必要な空き家かどうかの判別、この調査までは実施しておりません。

今後、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家については、特定空き家等として認定し、必要な対策を講じていく必要があるだろうとそのように考えているところです。そのためにはまず、庁内の関係各課による連携体制の構築をいたしまして、それに関する条例、規則等の法体系の整備を行っていきたいと考えておるところであります。

それと、マイナンバー制度の関係ですが、マイナンバー法の施行に伴いまして、平成28年

1月1日以降、事業者が税務署に提出する給与等の支払い調書に支払った者の個人番号を記載することが義務づけられていると。これは一事業所としての旭市役所や、市が出資する各種法人についても同様であるということがあります。面前あるいは郵送等により個人番号の確認と、本人であることを確認しなければなりません。

個人番号を取得する際ですけれども、必ず利用目的を特定し、本人に通知することとなっています。ですので、ナンバーを確認するために一度マイナンバーの個票を見るというのが必要になるということになります。それ以外は特に今は、本人に何も確認せず個人番号を利用することはないということになります。

それと、カードの関係なんですけれども、これは市民生活課のほうで交付をしておりますけれども、今現在ちょっと細かな数字を持ち合わせておりませんので、分かれば後ほどお答えいたします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、介護保険と新しい新総合事業についてということで、影響はそれほどまだ明らかになっていないというようなことでよろしいのでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） お答えいたします。

影響といいましても、新総合事業の中で市独自の通所型Aの利用者が実際に増えて、それは将来要介護にならないためのものです。それで、その分については増えているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） なるべく近い基礎自治体といいますか、市町村でこういった介護だとかそういった事業を行っていただくというのが一番やはり理想的だと思うんですね。

昨日もいろいろかなり先進的な事例も出ていますし、そういったところで、手の届くところで介護事業をやっていくのが一番やっぱりよろしいのかと思うんですけれども、この中で先ほど言いましたように、通所のほうですか、Aという事業、これにつきましてはこういった資格要件があるのか、それからC、Bというのがありますけれども、その辺の資格要件だとかそういったものをちょっと回答をお願いしたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、新事業における資格要件なんですが、まずは市の独自で行うもの、これについては、今までは要支援１と２の方というのがあったんですが、それ以外に以前要支援の手前ということで、予防の方がいたと思うんです。要は予備軍ですね。その方については、介護認定１、２にはなりませんけれども、でもうちのほうのチェックリストというものがございまして、その方が申請に来たときにうちのほうのチェックリストで保健師が診断しまして、要支援１、２にはならないけれども、準要支援の方というような判断ができた場合にこの対象者になるということでございます。

それで、Ａ、Ｂ、Ｃと今議員がおっしゃいましたけれども、Ａというのはまさにうちのほうが今やっておりますミニデイ・サービスと、それと筋力向上型のサービスなんですが、Ｂというのは市民が主体となって行う、まさに昨日の質問に答えた「あさピー☆きりり体操」を含めた、地域でやってもらう部分、これがＢというものになります。それからＣというのは、今私が言ったＡの関係で、それを短期間のうちに改善させるために事業所が専門的理学療法士等を配置しまして、３か月から６か月の間で改善させるような仕組みを取り入れると。これについては、Ｃというものはございます。県下でも船橋市等、ある程度進んでおりますが、これについては専門的なスタッフも要するというので、現在のところ旭市では設置しておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○９番（太田将範） では、（２）のほうで介護保険から移行しました新事業なんですけれども、要支援のほうの１、２の方々の今まで介護保険で受けていた方々がどういう扱いになるのかということと、新たに要支援１、２は保険のほうでやるのかやらないのか、あるいはさっきお答えいただきましたように、チェックリストだけでふるい分けをするのかというようなことをちょっと質問したいと思うんですけれども、お願いいたします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今の質問にお答えいたします。

まず、予算の関係ですが、全て介護保険事業会計で行っております。それで従来の要支援１、２の方、これについては今までのサービスをそのまま使っていただく方になります。それで、先ほど言いましたように要支援の手前の方といいますか、要は事業対象者という方なんですが、その方については先ほど私が言いました通所型Ａ、市独自の事業で展開してもら

うと。逆に言いますと、市独自の事業をやっている方は、普通のデイ・サービスとかはちょっと使えないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 保険料の関係なんですけれども、今回、介護保険改正になりまして、具体的に所得要件というのはかなり出てきましたので、それについての説明がちょっと抜けていましたので、お願いしたいと思うんですが、改正点の大きなところで、一定以上の所得額の方々につきましては2割負担になるというふうに聞いておるんですけれども、その辺の関連をちょっとお答えいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、今回の制度改正に伴って負担割合が1割から2割に変わる方、これについては先ほど説明がちょっと欠落したようなんですが、実際には総所得金額で160万円以上の方、あるいは奥さんにその所得があった方とか幾つかあるんですが、そのような方は今言った1割から2割になります。現在、旭市で該当している方は141名ございまして、要介護認定者の4.8%になっております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） じゃ、次のほうに地域包括ケアシステムと地域包括支援センターの体制ということについてなんですけれども、地域ケアシステムを作成せよということになっていると思うんですけれども、在宅とか医療と介護の連携の問題なんですけれども、先來、中央病院の訪問看護のほう、これについて質問したんですけれども、かなり症状の重い方の看護は中央病院がやるけれども、軽い方々の訪問看護はどかがやるのかということで、今回市のほうにかなり責任が出てくると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 訪問看護の関係になりますと、正直この総合事業ではございませんけれども、介護サービスの中にございます。それで先ほど議員が言いましたように中央病院、これはまさに重度の方を対象としておりますから、中央病院で正直介護保険で対応している看護サービスを受けている方はいますけれども、軽度の方はございません。

それで市内全体を見渡しますと、若干、正直要支援1、2でも訪問看護のほうのサービス

を受けて実際にうちのほうに請求が来ている方がおりますので、それを今後ある程度、それも伸びていくというような解釈をしております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それから、このケアシステムの中に認知症対策というのがあるんですけども、具体的にどのようなことを予定しておられるのかちょっとお伺いしたいんですが。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、認知症対策についてお答えいたします。

国におきましては、平成30年4月までに認知症集中支援チームをつくれということになっております。これについては、今後ますます認知症が増えるわけなんですけど、その方々の中で本人が自覚していない方、これについてはもちろん病院等に行かないんですが、そういう方々も3人の専門職スタッフを用意いたしまして、本人を訪問してある程度医療につなげるということが市の必須事業にするということですので、その辺もうちのほう、なるべく構築できるように今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 包括センターの体制についてですけれども、だいたい市役所の職員の方々の体制というのはあまり厚くないというふうに私感じているんですけども、外部に委託するとか、そういった形での体制面での充実はどのように図られているのかちょっとお答えいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 旭市地域包括支援センターの関係なんですけど、実際うちのほうは専門職8名でやっております。国の配置基準によりますと、65歳以上の高齢者6,000人につき3人ということになっております。今12月1日現在、旭市の65歳以上の高齢者は1万9,006人ございます。といいますと、おのずと9人以上ということになります。

それで、うちのほうの先ほど私が言った8人より多いわけなんですけど、県下54市町村の中で、人口が減る中で職員を増やす、非常に難しいことなんですね。それで54市町村のうち半数以上が社会福祉法人等へ委託する方式に変わっております。そういう関係で旭市もこれか

らは、そういう委託方式も検討していかなきゃならないのかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） じゃ、次の5番にまいります。

特別養護老人ホームの待機者ということなんですけれども……

○副議長（島田和雄） 太田議員、括弧……。

○9番（太田將範） （5）です。

待機者のことなんですけれども、以前は300人前後だったんですけれども、かなり要介護3というんですか、になりますと200人ちょっとということになっちゃうんですけれども、全体の数としましては、昔の制度から見ますとだいたい同じぐらいの数字なのかどうかということなんですけれども。

○副議長（島田和雄） 太田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 特別養護老人ホームに入居される方の待機者の関係なんです、確かに議員がおっしゃっているとおり、以前は要介護1以上でした。ですからある程度の数字があったわけなんです、昨年の4月から要介護3以上ということで200人前後となっております。

それで、だいたい要介護3以上については、そんなに変わっていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） どうもありがとうございました。

次に、給付費や保険料の推計ということだったんですけれども、なかなか国がいろいろやることですので、自治体でこの辺での裁量というのはあまりないと思うんですけれども、全体的にかなりこれから高齢者は増えていきますし、介護の人数も増えていくと思うんですね。

非常に低所得者が農村部で多くて、国民年金だけの場合だと先ほどあったように保険料がもうだいたい以前から見ると、始まったときから見ると倍になっていますね。35年ぐらいになるとその3倍になるというような推計になっています。とてもではないですけども、年金から負担できる数字ではないというふうに思うんですね。

ですから、その点は市長にお願いしたいんですけれども、いろいろな機会を通じて保険料だとかそういったものの軽減に対するいろいろな措置を国とか県のほうにお求めいただき

いんですけれども、お願いできますでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） これから先の介護保険料の関係なんですが、まさに議員がおっしゃるように先行き非常に不透明になっておりまして、例えば最近国で示しております特養の待機者ゼロという問題ですね。これについては待機者ゼロということは、特別養護老人ホームをはじめ、どんどん建てろということになっています。

それで、例えば私が先ほど言いました2025年に向けた推計の中には、そういう国の施策はございませんでした。ですから、おのずと伸びていきます。それで、それについては厚生労働省もある程度把握しておりますので、その辺である程度改善を考えているということを期待しておりますので、それでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） いろんな機会を通じて介護保険料の引き上げは阻止してほしい、要望してほしいというようなことでありますけれども、市長会等を通じまして国・県にそういった呼びかけをしていきたいと思っておりますけれども、今現在旭市は、県の中でもその割に高くないほうでありまして、今4,500円ということで2025年に6,013円ぐらいになるということで、これはもう県下いろいろまちまちでありますので、それをどういうように基準を置くのかという部分にもいろいろ考えなければならないこともありますので、そういったことも含めて要望を市長会で話し合っていきたいとそうに思います。よろしくお願いします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございます。

では、大きな2番目のほうで住宅政策についてということで質問させていただきます。

基本法と基本計画につきましては、ご説明いただいたとおりでいいと思うんですけれども、具体的にかなり計画をつくとかそういったものが、いろいろ今まで福祉のほうでやっている施策だとかいろんなところで、公営住宅だとか、部課がかなりあちこちにまたがっている施策が住宅に関して行われていると思うんですね。ですからこれにつきましては、今後やはり系統立った施策をやっていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） ご質問、系統立って良質な住宅を確保といいますか、公営の住宅等も確保というご質問かと思います。

この住宅の基本法ですとか、住生活の基本計画ですか、そういったものにつきましては、正直内容等ちょっとまだ勉強不足のところもありますので、国の計画、県の計画、そしてまた都市部のほうでも計画がありますので、そういったものをいろいろ勉強しまして考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 一応、地方自治体では作成する義務というのはないんですけれども、やはり住宅に対する整合性のある統一された政策というのは、これから旭市の中でも必要になってくるだろうと思います。

次の旭市の住宅の現状と課題についてということでは、あまりやっぱり調査がやっていないということで、これからだという話でよろしいんでしょうか。そういった調査といいますか、資料分析といいますか、そういったものは今後やっていく必要があると思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 住宅の調査ということです。都市整備課のほうでは独自の調査ということで、いろいろ家屋等調査する部分もあるんですけれども、それは5年に一度というふうな中で、現在の旭市としましては「統計あさひ」のほうで住宅の部分があります。木造住宅の用途別で専用住宅ですとか、共同、併用住宅、あるいは木造以外の住宅、アパート、そういったものの数については調べておりますけれども、議員のお尋ねのような詳しい細かい区分という部分では調査がないと思いますので、またいろいろと今後検討したいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 続きまして、（3）の住宅の空き家問題ということで、このところ何度も注目されておりますし、昨年先のほどの調査、全国で行われた中でも空き家の比率が、空き家が全国で820万世帯ですか、そのぐらいあって、だいたい全体の十三、四%になるということで、マスコミ等でも非常に大きく取り上げられております。

先ほど、総務課長、お答えいただきましたけれども、取りあえず特定空家に対する特別措置法というのができましたので、その中でどういう方向の考え方としてやっていくのかとい

うようなことについてちょっとお答えをいただければと思います。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、特定空家なんですけれども、特定空家等として市で認定している物件自体はない。ただ、それに該当するものということで、これは法の中でそのような状態にある空き家ということで何点か条件があります。倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態ということで、具体的に先ほどお答えした約800件弱の空き家の中で何%がこれに当たるかというところまでは分析、やはりしていない状況であります。

ですので、今後これを系統的に解決していくために条例、規則を定めていく必要があるのかなということでお答えしたところであります。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 空き家の問題なんですけれども、優良物件もあるでしょうし、非常に危ない物件もあるし、あるいは住宅として面積が狭過ぎるとか、そういったものがいろいろ混在していると思うんですけれども、特に大きな問題というのは貸し室といいますか、アパートといいますか、それは恐らく半分ぐらいの数字だというふうに全国的にはなっているようです。

それに対して、どのようなことをこれからやっていこうと思っているのかというようなことについて、ちょっと民間のアパートですから、どういうふうに考えているのかなというふうにお問い合わせいたします。

○副議長（島田和雄） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、アパートの話が出ましたけれども、賃貸住宅についてはやはり、募集している状況もありますから、空き家としてカウントは今回してありません。そういう中で空き家の対策なんですけれども、利活用、それと除却、この二つが大きな方向性であるのかなと思っています。

活用し得る空き家、これは例えばリフォームをして希望者に住まわせたりというのは活用の方向になります。それと一方で倒壊の危険、それからごみの不法投棄等の誘発等がある場合は除却、これはいわゆる解体、撤去していく必要があるだろうと。今後、例えば他市町村

の状況なんかも見てみますと、なかなか除却まで踏み込んでいる市町村はないということもあります。

適切な空き家等の対策が実施できるよう、庁内の関係課を含めて今後その手順も定めながら条例化、規則化していく必要があるとそのように考えているという状況でお話しさせていただいたところであります。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 分かりました。

これからだいたい手をつけていくと。制度から法から条例からやっていくということで、だいたい理解できましたけれども、今課長がお答えになりましたけれども、住宅の改修だとか家賃等の助成だとかリフォーム、こういったものについてのふるい分けなんかは、やはり考えているのでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 住宅の耐震化ですとかリフォーム、耐震化に関しましては、毎年4月に区長のほうにお願いしまして、そういった相談会をやっていますよということで、周知はさせていただいているところなんですけれども、件数的にはあまり多くないという状況がございます。

それと、住宅のリフォームですけれども、こちらのほうは今年始めまして、だいぶ皆さん関心が高かったようで、募集の当日でだいたいいっぱいになってしまったという状況、また問い合わせもその後30件ほどあったという状況でございます。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 子育て世代だとか低所得者向けの助成ということも基本法の中ではうたわれているんですけれども、具体的にどこが銭を出すかと、あるいは計画をつくれとかということにはなかなか触れられていないような気がするんですけれども、その点については、今後例えば市長が日本で一番子どもを育てやすい旭市にするんだとおっしゃっていますけれども、その辺、将来的にはそういった子育て支援のために住宅、特にアパートなんかの、アパートとか貸し家についての家賃の助成とかということは多少頭の中に入れておいていただけますでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういった住宅の補助の問題でありますけれども、今のところはまだ検討していないところでありまして、今後いろんな関係課と相談をしながら、一つには定住促進といいたいでしょうか、そういった部分でもありますし、住宅リフォーム等そういった部分でも先ほどご質問の中にありましたけれども、そういった部分がありますので、それとどう、二重にやらない方向の中で補助ができるのかなというような部分も考えながら検討していきたいとそうように思います。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 分かりました。

最後に、5番目といたしまして、住生活基本条例及び住生活基本計画の制定ということについて、県と国、国が出てきていると、県は検討中だということですので、その辺の状況を見ながら将来的には検討していただけるものかと思うんですけれども、市長、その点ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、議員の質問の中でも、国は制定をしている、県は今考慮中だと、地方自治体はあえて策定する緊急性はないというようなことでありますので、これから十分、近隣や県の状況、そういったものも見ながら本当にこれからみんなに住んでもらえるような住環境、住生活基本条例あるいは住生活基本計画、そういったものも制定していかなければならないのか、十分に検討していきたいとそうように思っているところであります。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） よろしく願いいたします。

次に、大きな3番目といたしまして、マイナンバー制度について質問します。

総務省のほうは、例えば、来年いろいろな納税通知だとかさまざまな行政からの連絡にマイナンバーを使うというようなことを検討しているようです。具体的にある会計事務所が都内の23区内の区にアンケートをとったところ、事業所に対する特別徴収の通知に、各人ごとにマイナンバーを付したものを事業所に郵送するというような検討をしているようです。

旭市の場合、そういった形で行政の文書の中にその個人が特定できるマイナンバーを記入して送付するのかどうか、どういう検討をしているのかちょっとお答えいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 太田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 市のほうからのマイナンバーの通知ですけれども、議員おっしゃるように29年度以降ですけれども、給与支払報告書に基づき計算された給与所得等に係る市・県民税特別徴収税額の決定通知の中には、個人番号を記して通知します。

これについては、事業所においてはこの管理を適切に行っていただくということで、総務省のほうから通知が来たものでございます。ただ、1月末までに提出される給与支払報告書の中にマイナンバーが入っていなくても、こちらでそれを調査の上報告ということでございます。事業所はあくまでも従業員からマイナンバーを提出していただくように努めてくれというような形になっております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 先ほど、太田議員の質問の中のマイナンバーカードの交付枚数ということで、今資料が届きましたので報告させていただきます。平成28年11月30日現在のマイナンバーカードの旭市での交付枚数は、4,031枚となっております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 申し訳ありません。1点ちょっと補足させてもらってよろしいでしょうか。

実は、1の新総合事業の関係なんですけれども、その中で基本チェックリストの該当者が利用できるもの、これが通所型サービスAと言いましたけれども、それ以外にホームヘルパーが利用できる訪問型サービスもあるということでご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） マイナンバーにつきましては、事業所は従業員の人たちの番号を管理しなくてもいいよということになっています。従業員の方々は、事業者にマイナンバーを通知しなくてもいいというふうになっていると思います。以前の回答はそうでした。

ですから、これが具体的に役所のほうからの通知でマイナンバーが入ってしまったものが事業所に送られるということになりますと、その辺が非常に心配な部分ですね。漏れる可能性は非常に高いということで、マイナンバーの申請を出してくれといったときには簡易書留で送っています。必ず本人が確認してから番号を渡しています。ですから、そういう措置が

全くずるずるになってしまうんじゃないかというふうに疑われてなりません。

具体的に従業員の方々は、マイナンバーを出さなくていいよということになっていますから見せたくないわけです。今マイナンバーの数字が4,000枚ちょっとということで、旭市の人口から見ますと1割にも達していないということから、非常に問題だし、事業所がこれを管理せよというのも役所のほうの、行政のほうのちょっとやり過ぎじゃないのかなというふうに私思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 昨年、マイナンバーのご質問を受けたときにまだ導入したばかりということで、本来であれば記入していただくというところがあったんですけども、番号制度導入直後の混乱を回避する観点ということがあって、それを考慮しまして個人番号の記載がない場合でも書類を収受すると。それはあくまでも特例措置のような形での話でありました。

ただ、個人番号の記載は、法律で定められた義務ということになりますので、今後法定調書等の作成などのためには、個人番号の提出を受けられなかった方に対しては、引き続きマイナンバーの提供を求めていくということになっています。

この提供を受ける場合、郵送等の場合には写しをとということで話が出ているんですけども、本人確認ができるということであれば、そのマイナンバーが確かであるということが分かればいいということになっていますという、そのところの誤解があるのかなということのように思います。

ですので、法でマイナンバーを記載することは義務づけられておりますので、その辺が出さなくてもいいということとの見解とは若干ちょっと違うような気がいたしますので、よろしく願いいたします。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員。

○9番（太田将範） これは給与支払報告書、今年の分ですね。これを見ますと、役所の提出につきましてはマイナンバーの部分、ちゃんと欄があります。ところが、本人交付用のこの3枚目、これは全部もう黒く塗ってありまして、本人のために渡さなくてもいいということになっているわけですね。

ですから、こういったことから考えますと、やはり行政が個人のナンバーを事業者に通知するというのがやはりまずいのではないかと思うんですね。法律で決まっているけれども、

罰則規定がないということは、任意的な事項なんですね。ですから任意的な事項であるから、それを強制するのはおかしいと。法律で決まっているということは言ってもいいけれども、扱いとしてなくてもいいよということなんだと思うんですね。

ですから、やはり特別徴収の個人名簿に、個人の名前が付された税額に番号を付すというのはやはりおかしいのではないかと思います。その点、もう一度確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 法定調書、これらの届け出義務者、いわゆる例えば支払い義務者、支払い者等ですね、これはもう金銭等の支払い等に係る法定調書、原則として支払いを受ける方及び支払い者等のマイナンバー、これは記載する必要がある義務という形になっておりますので、そこのところは少し見解というか市の考えている部分と違う部分がやはりあるのかなとは思っています。

○副議長（島田和雄） 太田将範議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時20分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 米 本 弥一郎

○議長（平野忠作） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（3番 米本弥一郎 登壇）

○3番（米本弥一郎） 皆さんこんにちは。議席番号3番、米本弥一郎です。

12月に入り、朝夕冷え込むようになりました。皆様のご健勝を念じつつ、平野忠作議長より発言の許可をいただきましたので、4項目9点の一般質問をさせていただきます。

初めに、新庁舎建設事業についてお伺いいたします。

1点目は、市民からの意見についてお伺いいたします。2回実施されたパブリックコメントの目的と結果、ホームページへのアクセス数についてお伺いします。

2点目は、新庁舎建設推進体制に位置づけられる庁舎建設検討委員会の設置目的、委員の構成、どのような仕事をされているのかお伺いします。

3点目は、4か所の建設候補地についてお伺いします。どのような項目で評価しているかは、先ほど同僚議員の質問にお答えいただきましたので、4か所の長所、短所、メリット、デメリットをお示してください。

次に、財政についてお伺いします。

1点目に、総合戦略の将来（財政）フレームについてお伺いします。これでは平成27年度から平成31年度の5か年の歳入は1,369億円、歳出は1,350億円と推計していますが、この推計方法について説明願います。

2点目は、財政推計についてお伺いします。推計の第1年度である来年度予算について現在の編成の状況、予算規模の見込みについてお伺いいたします。

次に、人口減少対策についてお伺いします。

総合戦略では、平成25年の合計特殊出生率1.44を基準値としていますが、その後の数値は幾つかお尋ねいたします。

2点目は、出産祝金支給事業について制度の概要を説明願います。

3点目に、定住促進奨励金交付事業の内容をお伺いします。

4項目めに、市職員の健康管理についてお伺いします。

労働安全衛生法の改正により、労働者のストレスチェックが義務づけられました。この制度の概要をお示してください。

1回目の質問は以上です。再質問は自席で行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは大きな1番と、それから大きな4番、これにつきましてお答え申し上げます。

まず、新庁舎建設事業の市民等からの意見ということで、パブリックコメントについてのご質問でございました。

2回のパブリックコメントにつきましては、1回目は平成26年2月に新庁舎建設基本構想

素案に対する意見ということで募集を行いまして、提出者は65人で、147件の意見をいただきました。主な意見内容であります、建設の意義や基本方針等の基本的考え方が31件、新庁舎に求められる庁舎機能について11件、建設候補地等新庁舎の位置については97件、その他8件となっております、新庁舎の建設位置に係る問題は市民にとっても関心が高いのかなということがうかがえました。

2回目につきましては、平成26年8月に新庁舎建設位置の検討に対する意見募集ということで、4か所の候補地の長所、短所を取りまとめたもので、提出者35人のうち18人が文化の杜公園ということで、建設地にふさわしいというような意見をいただいたところであります。

また、この間ホームページへのアクセス数ということもありました。募集期間が約3週間で524件、意見の募集結果に対するアクセス数は約4か月で1,030件ございました。

続きまして、(2)の庁舎建設検討委員会の目的、構成、内容等ということであります。

庁舎建設検討委員会につきましては、市役所の内部組織として一度、平成19年1月に実施されまして、その後休止をしておりました。平成24年に再開されまして、委員長を副市長、委員を関係11課長で構成し、新庁舎建設に関する事項の調査、検討を目的に設置したものであります。

事務の内容ですが、新庁舎建設の基本構想案の策定や、基本計画の策定のための提言、事務の処理、その他新庁舎の建設に必要な事項を検討するもので、全庁的に取り組む必要があることから庁内の調整期間として組織、実施しているところであります。

また、検討委員会の下には、ワーキンググループを置きまして、新庁舎の施設に係る専門的な事項や技術的な事項について調査・研究を行いまして、その結果を検討委員会にいただきまして、さらに取りまとめていくということになっています。

続きまして、(3)の建設候補地の関係であります。長所、短所を箇所ごとにとということでありました。これは長所、短所を記載した内容につきましてご説明申し上げます。

まず、4か所の長所、短所についてご説明ということで、現本庁舎敷地の長所といたしましては、現庁舎の敷地をそのまま使用するため用地取得等の費用を要さない。また、同じ敷地への建て替えのため、早期の庁舎整備が可能など。短所としては、現庁舎を使用しながらの新庁舎建設は、その間の市民の利便性に大きく影響すること。また、敷地面積が狭く、駐車スペースが十分確保できないというようなことを記載してまいりました。

旭文化の杜公園の長所といたしましては、防災拠点として公園との一体的利用をすることで防災機能が向上する。また、広い県道に接しているため、市役所へのアクセスが向上し、

利便性も向上する。短所といたしましては、都市計画変更の手続きが必要であること、また公園整備で受けた国庫補助金の返納を要することなどを記載しています。

旧海上中学校敷地の長所といたしましては、市有地を使用するため用地取得に係る費用を要さない。また、敷地が確保されているため、庁舎配置等の自由度が高いなどが長所として挙げられております。短所としては、市の中心部より離れており、ほかの公共施設や商店等の集積もあまりない。また、排水施設等のインフラ整備を要するということがございます。

消防本部隣接地の長所といたしましては、国道沿線の商業施設とも近いことため利便性がよい。また、消防、警察と隣接し、病院とも近いということで、災害時の連携が容易。短所といたしましては、全ての用地を取得しなければならず、追加的費用を要すること。また、取得する用地は土地改良事業の受益地であり、早期の農振除外、農地転用が行えず、建設の早期着手が望めないなど、そのようなことを記載してパブリックコメントの資料としたもので、各候補地の評価につきましては、現在も市のホームページに新庁舎建設位置の検討資料として掲載しております。これもダウンロード可能となっているところであります。

続きまして、大きな4番のストレスチェック、制度の概要ということであります。

労働安全衛生法、これが改正されまして、労働者が50人以上いる事業所では施行日の平成27年12月1日から毎年1回この検査を労働者に対して実施することが義務づけられました。

ストレスチェック制度は、労働者が仕事のストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポートなど、国が推奨する57項目の簡単な質問表に回答いたしまして、それを集計、分析することで自分のストレスがどのような状態にあるかをセルフチェックできるもの。自分のストレスを知ること、ストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、雇用者側に就業上の措置を講じてもらったり、職場の改善につなげたりということをすることで、鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みとなっております。

ストレスチェック制度の実施に当たりましては、情報の取り扱いに留意するとともに、不利益な取り扱い、これは人事上の話でありますけれども、その防止が求められているというところであります。

私のほうからは以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課からは、大きな2番の中の（1）と（2）、2項目についてお答えを申し上げます。

まず、（１）の総合戦略の将来（財政）フレームについて推計方法ということでございます。総合戦略の財政フレームにつきましては、計画の期間でございます平成27年度から31年度までの５年間ににおける毎年度ごとの歳入と歳出を足し合わせました５年分の総額を示したものでございます。そして、推計方法につきましては、第３次旭市行政改革アクションプランにおきまして、推計した際の条件を基本のベースとしましてシミュレーションしたものでございます。

続いて、（２）の財政推計についてお答えをいたします。その中でまず、予算編成の状況でございますが、平成29年度の当初予算につきましては、11月下旬から予算編成に向けた作業を開始しております。現在、各課からの要求された予算内容につきまして聴取しているところでございます。

この要求の中には、全て県費で行います畜産競争力強化対策整備事業、約９億円くらいですが、それから復興交付金事業であります震災復興、津波避難道路整備事業、これが約８億円くらいです。こういった市の財政には影響を与えないようなものも含まれております。金額は大きなものですが、そういったことが予算の規模について膨らませる要因の一つになるかなとは考えております。

ただし、こういった特殊な要因というものを除きました事業につきましては、極力平成28年度当初予算並みに抑える方向で各課との調整を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、３番の人口減少対策、そのうちのまず（１）合計特殊出生率の質問にお答えします。

総合戦略では平成25年1.44という数字を使って、その後の推移はというご質問です。まず、合計特殊出生率とは、１人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計したのですが、その後1.44から26年の数値は1.41となり、0.03ポイント下がりました。しかしながら、３日前ですが12月６日に千葉県が発表しました平成27年度の数値では、1.46というふうに改善をしまして、前年と比較すると0.05ポイント上昇したところでございます。

続きまして、（３）の定住促進奨励金交付事業の制度の内容というご質問です。その事業につきましては、25年度から開始した事業で、市内に定住する意志を持って住宅を取得した方、この住宅の中には新築、中古物件も含まれます、に対して、取得日要件ですとか住所要件等幾つかの要件がございますが、該当する方に奨励金として50万円を支給するという事業

でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 項目3、人口減少対策について。

2点目、出産祝金制度の概要について申し上げます。この制度は、市民の出産を奨励、祝福して祝金を支給し、次代を担う子どもの健全育成に資することを目的としております。

制度開始時は、第3子以降の出産に対し10万円の祝金、対象となった児童の小学校入学に対して祝金5万円というものでしたが、平成24年4月に出産祝金を20万円に増額し、入学祝金を廃止しました。

なお、これに伴い経過措置として、平成30年4月の小学校入学までは入学祝金を継続しております。

さらに、本年4月より少子化対策としての効果を狙い、第2子の出産に対して10万円の祝金を支給するよう、制度の拡充を図ったところです。

受給資格等について少し説明をさせていただきたいと思います。受給対象となる方は、第1子以上を養育し、第2子以降を出産して養育する父母で、申請の時点において旭市に1年以上前から引き続き住民登録を有し、居住している方となります。

なお、父母に国民健康保険税を含む市税と保育料に滞納がある場合は、対象となりません。また、出産の日から1年間の申請期間がありますので、この間に要件を満たすようになったときは、改めて申請いただいております。

概要は以上のとおりです。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。順次再質問をさせていただきます。

市民からの意見をいただく場として地区懇談会がありますが、そこで旭文化の杜公園を候補地とすることにどのような意見があったのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 毎年10月に開催しております地区懇談会では、新庁舎のお話、これを随時させていただいているところであります。その中で、新庁舎建設の疑問等に関する質問はありますが、建設候補地としての旭文化の杜公園を反対するような意見はほとんどありませんでした。

主な質問内容でございますが、支所に分散している機能は統合するのか、新庁舎建設後の支所機能はどうか、建設場所選定に係る経緯はということ、それから、新庁舎建設に係る進捗状況はどうなっているか、建設位置に係る津波対策は大丈夫かなどというようなものが主であります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 旭市新庁舎建設市民会議も市民からの意見をいただく場かと思いますが、この会議の目的、役割、委員の構成、各地区の委員数のバランスをお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市民会議の目的、役割、委員構成ということであります。

市民会議の目的、役割につきましては、設置要綱により第1条で新庁舎に関する事項について幅広い見地から意見を求めるため、旭市新庁舎建設市民会議を置くとなっており、所掌事務といたしまして、第2条で新庁舎の基本構想及び基本設計の策定等について必要な提言等を行うこと、またその他新庁舎に関し必要な事項を検討及び協議することとなっております。

委員の構成でございますが、学識経験者、それから元区長会長、女性委員等で構成されまして、委員数の上限は15人以内ということで定めたものでございます。各地区の委員数であります。旭地区6名、海上地区2名、飯岡地区2名、干潟地区2名、学識経験者として市外から2名となっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市民会議の議事録を読ませていただきましたが、委員長をお務めの林先生は高い見識と幅広い経験を生かして委員長職をお務めいただいていると感じました。林先生の専門分野、業績をご紹介ください。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 林委員長でございますが、新庁舎建設市民会議の会長を担っていただいております。本市出身の林先生、これは愛知県立芸術大学の名誉教授であります。また、環境ディレクターとして国の景観施策のアドバイザー、それから世界デザイン博覧会景観演出計画、それから愛知万博の建設部会委員など、幅広くご活躍されておられます。

本市におきまして、平成28年2月に策定いたしました総合戦略の懇談会の委員であるとか、市章の選定委員など、数々の業務に携わっていただき、ご尽力を賜っているところであります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 私も林先生のことを少し調べさせていただきました。林先生は中部デザイン協会のホームページで、現在は具体的にどのようなお仕事をなさっているのかという問いに、伊勢湾岸の30年がかりでの整備事業や、岐阜駅前の再開発、市町村合併にかかわる地域づくりなど、いろいろな地域の公的な委員会のメンバーに参加し、そこで意見を述べ、具体的なデザインをさせてもらっていますと答えられています。市民会議という名称ですが、まちづくり、地域づくりの専門家、実務家を交えた会議であると理解いたします。

続いて、2点目の再質問ですが、パブリックコメントを根拠に候補地を決定したのですとか、市民会議で答えを出したかのような新聞の論説がありました。検討委員会では、旭文化の杜公園が候補地に決定するまでに、どのような検討をされたのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 庁内の検討委員会におきましては、当然ワーキンググループが下部組織としていろいろな調査をしながらそれをまとめていくという仕事がございます。その中では建設候補地の洗い出し、それから比較検討の資料の作成、また、市民会議からの意見やパブリックコメント等の結果を参考にいたしまして、庁内での協議、調整などを行って、さらに関係機関との協議、調整も含めて種々そのたびに検討してまいったところであります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは次に、検討委員会では、旭文化の杜公園が候補地に決定してから、建設のためにどのような準備をしてきたのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 旭文化の杜公園を建設候補地とするに当たっては、課題を含めて調査、検討を行って、必要な資料などを作成してまいりました。その中で、旭文化の杜公園に庁舎を建てるためには都市計画変更の協議が必要となること、この協議のめどが立たなければ庁舎敷地としての確実性がとれないことから、県と慎重に協議を進めてきたところであります。

また、平成27年度に新庁舎建設窓口・執務環境現況調査などを実施いたしまして、想定する新庁舎の延べ床面積の算定の基礎とすること、新庁舎の規模等についてもこのような形ということで準備を進めてきたところであります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 11月22日の議会全員協議会では、国・県と電話等を除いても30回以上の協議を重ね、公園変更のめどが立ち、補助金返納も要しない見込みとの報告をいただきました。仕事とはいえ、その労を心から感謝申し上げ、候補地について再質問いたします。

平成27年第3回定例会で、先輩議員が津波浸水想定ぎりぎりの文化の杜へ庁舎を建てるのかと心配されていました。最新の津波浸水予測では、旭文化の杜公園はどのようなになっているのかお示してください。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 平成25年3月作成の旭市津波ハザードマップ、それから28年の3月、この3月ですね、千葉県の前年度千葉県地震被害想定調査によりまして、10メートルの大津波警報の場合に想定される市内津波浸水予想、これですと、堤防が機能するため市街地への浸水がなく、旭文化の杜公園への影響はないもの、そのような記述がなされているところであります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、改めて市長に、旭文化の杜公園を新庁舎の建設場所とする理由をお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この庁舎は建設後50年以上たっているということでありまして、これからの庁舎も同じく50年くらい使うということが予想されているわけでありまして。その中で、市民が集い、にぎわう、暮らしと文化の中心の場でなければならないと考えておるところであります。市民サービス、そしてまた文化の中心拠点として、またあるいは地理的条件、周辺の環境、近隣施設との利便性、将来を見通した交通アクセスや敷地への接続道路等の条件、そしてまた何よりも景観上すばらしい場所というようなことも含めまして、庁舎における防災機能を併せまして図れること、これらを総合的に判断し、利便性ととともに防災面での相乗効果が最も期待できる旭文化の杜公園としたものであります。

新庁舎は、質の高い市民サービスを提供する拠点としての機能を担うことはもちろんのこと、多発する自然災害に対しても防災拠点となる庁舎と防災基盤の整った旭文化の杜公園が隣接することで、防災機能をより一層向上させ、市民に安堵感といった存在効果が高められるところでもあります。

さらに、地域の強靱性を推進する上でも、危機に翻弄されることなく、危機に打ち勝つ強さとしなやかさを持った場所として、本市の将来のためにこの庁舎位置の変更は大きな意義を持つものであると確信しているところでもあります。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市長、ありがとうございました。

旭文化の杜公園に新庁舎が建てば、東総文化会館、東部図書館と併せて文化ゾーンの魅力が高まります。銚子連絡道は、旭文化の杜公園近くを通過して国道126号、飯岡バイパスと結ばれるとのこと。そうならば、県都千葉と市役所が結ばれ、旭市の宝である旭中央病院、道の駅季楽里あさひとの連携も深まります。新庁舎の位置については、市民の皆さんにとって最もよいのはどこかという判断をしてみたい。新庁舎は50年以上という長年月使用されます。この歴史の評価に耐え得る判断をしてみたい。こう申し上げて、次の質問をいたします。

次に、財政フレームの再質問をします。

この財政フレームは、第3次旭市行政改革アクションプランの財政シミュレーションと同じ条件での推計との答弁でしたが、アクションプランの5年間を足し合わせると、歳入は1,351億円、歳出は1,332億円となり、どちらも財政フレームより17億円小さな数値になります。

また、公共施設等総合管理計画の歳入、歳出の推移と見通しによれば、歳出は財政フレームの数値と同じですが、歳入は1,382億円となり、13億円小さな数値になります。

この差は推計の時期によるものなのか、そのほかに理由があるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政フレームの数値の違いについてお答えをいたします。

まず、第3次行政改革アクションプランとの差でございますが、このアクションプランにつきましても、平成27年1月に作成したものでございまして、推計につきましても、その時

の平成26年度の決算見込みをベースに作成したものでございます。

一方、平成27年の12月に作成しました総合戦略及び公共施設等総合管理計画の推計につきましては、平成26年度の決算額をベースとして作成しておりまして、その時点での最新情報で更新しております。推計の時期が異なるために、数字は一致していないところでございます。

もう一つ、総合戦略との違いでございますが、総合戦略における5か年の財政フレームと公共施設等総合管理計画での推計の差です。年度ごとには基本的に同じということで数値を使用しているものでございますが、総合戦略の5か年の財政フレーム、これにつきましては、総額を集計する際に年度の間で重複いたします財源となる繰越金というものを控除した額で集計したものでございます。このために、歳入だけが額として一致していないものでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） この財政フレームを5年で割り算いたしますと、1年の平均額は、歳入が274億円、歳出が270億円となります。

平成27年度の決算は、歳入が314億円、歳出が286億円となりました。平成28年度予算も306億円となっている中で、この財政フレームにおさまるのか伺いたいします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 平成28年度の財政規模の見込みでございますが、将来フレームを作成した時点では見込めなかった事業がたくさんございまして、現在のところ、予算規模が推計値を超えるような見込みとなっているところでございます。

具体的に申し上げますと、6月議会で補正をさせていただきました事業が幾つかございまして、産地パワーアップ事業ですとか、畜産競争力強化対策整備事業、これが3億円ですとか6億円ございます。ただ、これは国のTPP関連の補正予算として、全て県のお金で賄うものでございますので、どちらも市の財政を圧迫するものではないというふうに理解をしております。

さらに申し上げますと、今回12月議会の中でご審議をいただいております一般会計補正予算案の中に計上しております旭中央病院の負担金約20億円でございますが、これも当初は想定していなかったものでございます。ただ、この財源につきましても、千葉県市町村総合事

務組合から全て交付されるものでございまして、こんなものが予算規模の推計値を超える要因となっているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 見込みが甘いのですとか、あるいはこの財政フレームにおさめてくださいという意味で質問したわけではありません。将来を見込む、推計するということが難しいものだと確認させていただきました。

その上で、財政推計の再質問をします。平成29年度予算は、平成28年度当初予算並みに抑えるとの答弁でした。平成28年度当初予算は282億円ほどだったと思います。総合戦略と総合管理計画の推計のベースは同じとのことでしたが、その歳入の推計値は276億円となっていて、歳入が不足しております。財政調整基金を取り崩すことにならないのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 平成29年度の予算編成でございますが、引き続き市税などの歳入確保ですとか、事務事業の見直しによります歳出の削減を図ることで、昨年度、昨年度というのは28年度でございまして、28年度と同様に財政調整基金の繰り入れを行わない、こういった収支均衡型の予算編成には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、中期的な推計についてお伺いします。

平成28年度予算と平成29年度以降を比べて、どのような推計をしているのかお示してください。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 平成29年度以降、まだこれからというところもございまして、現時点におきまして予想されます主な変動の予想としましては、まず歳入でございまして、平成29年度につきましては、合併算定替の段階的削減の2年目ということになってまいります。30%の削減ということがもうルールでございまして、こういった普通交付税の減少というものは確実に見込まれるところでございます。

この普通交付税につきましては、平成30年度以降につきましてもさらに段階的な削減が見

込まれておりまして、平成33年度に一本算定となるまで続くというところでございます。

それと、一方で歳出でございますが、これにつきましては、年々社会保障関係経費の増加が見込まれるところでございます。さらに今後、新庁舎の建設事業でございますとか、あるいは広域ごみ処理施設の整備事業、こういったものへの東総広域が行う事業への負担金、こういったものが予想されているところでございまして、費目でいいますと民生費ですとか、総務費ですとか、衛生費など、こういったところについて今後増というものが見込まれるところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） アクションプランの財政シミュレーションは、平成30年度に見直しをするということですが、近い将来、実質単年度収支が赤字となり、その後は財政調整基金の取り崩しが見込まれるという財政の転換期を迎えます。公共施設等総合管理計画についても、財政推計を基に市民の皆さんに説明し、理解いただくことが必要になります。

そのため、一定期間の財政推計をしたらその第1年度の終了時には推計の見直しをして、新たな年度の推計を加えて、常に一定期間の財政推計を持つてはいかがでしょうか。毎年財政推計をする、見直しをすることで推計の精度も高まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ご提言ありがとうございます。財政推計につきましては、現在、先ほども申し上げたとおり、見直しをかけているところでございます。ご質問のとおり、財政推計というものは、将来を見据えた持続可能な財政運営のためには必要不可欠なものであるというふうに認識をしております。今後におきましても、市の主要計画を策定する時点ですとか、あるいは財政状況に大きな変化が見込まれるとき、こういったときには見直しをかけていきたいと考えております。

ご質問にありました、第3次行政改革アクションプランの推計の見直しといたしますか、アクションプランの改定が平成30年度ごろに中間年として見直しということも想定されておりますので、そこらあたりと歩調を合わせてということも想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 合計特殊出生率について再質問をいたします。

平成26年は1.41に下がったけれども、平成27年には1.46に回復したということで、大変喜ばしいことだと思います。この数値は、一人の女性の出産に関する数値ですから、波を打ちながら推移するものと思いますが、総合戦略では平成32年までに1.6とする目標になっています。この目標は達成できるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 1.6を達成できるのかというご質問です。

この数字ですが、策定した段階でもちょっと根拠を説明させていただきましたが、旭市の人口推計をするに当たり、合計特殊出生率が大きな人口、いわゆる自然増の中での大きな要因になる。その中で、国民が幾つの出生率を希望しているかというのが1.8という数字があるということで説明させていただきました。旭市はこの1.8を、じゃ目標にしようというようなことで、将来人口等の推計をした中で、この1.8を達成するためには相当子育て政策、しっかりしていかなくちゃいけないというようなことから、いわゆる重点戦略ということで、子宝育成プロジェクトというのを設定しています。

このプロジェクトの中の方向性としましては、結婚、出会いの場づくり、妊娠から子育てまで切れ目のない支援、ふるさと教育の充実等々を掲げて各種事業を行っていきます。今後、このプロジェクトの効果が着実に反映されれば、子育て育成プロジェクトの数値目標である平成31年までに1.55、中間値ですね。あるいは将来人口を達成するための、今米本議員おっしゃっている平成32年度の仮定値ということで1.6ですが、それに近づくものだというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 人口減少対策としては、今ご答弁にありましたように、子育て育成プロジェクトの事業を推進するとともに、社会増を目指す取り組みも必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） おっしゃるとおりだと思います。社会増の施策というのは非常に難しいところがあるのは事実でございますが、それを打ちながらということで、総合戦略の中では人口設定をしたときに社会増をどう考えたのかということで、ちょっと回答させていただきたいと思います。

少子化対策と同時に、社会増に寄与するような取り組み、これも必要だろうということで、計画期間内に合計特殊出生率を1.55に向上させると同時に、人口の社会増減、いわゆる転入と転出の差をゼロとする目標を設定したところでございます。このゼロが積極的かどうかという議論がありますが、ゼロという目標につきましては、近年転出超過が続いている中、まずは社会増減の差をなくしていきたいということから設定したところでございます。

今後も安心して子育てしていただけるよう、旭市に魅力を感じ、移住してくださる方が増えるよう、総合戦略に記載の人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） そういった社会増減をゼロにするということで、昨日、旭市の雇用対策協議会がありました。今まで旭市の雇用対策協議会に加入していた企業が30くらいだったんですけれども、今年36社になりました。昨年33社に上りました。そういった部分で、今その中で婚活事業でありますけれども、雇用対策協議会でもしっかりと婚活、出会いコンシェルジュでそれをやってくれているということで、来年早々2回目をやってくれるということを知りました。

今、人口減少ということが市民共通の思いということで意識をされておまして、いろんな部分、いろんな組織の中でそういった人口減少に歯止めをかけようとみんなが協力している姿をつくってきいているのかなと、そんなように本当にきのうはありがたく思ったところでありまして、そういったことをこれからもぜひみんなで、これは行政だけで人口減少、歯止めをかけられるわけでありませんので、各組織でしっかりと応援をいただきたい。

消防団も出会いの場、男女47名参加しまして、その出会いコンシェルジュがあったようでもありますけれども、いろんな各方面にわたって人口減少、歯止めをかけたいとそのような思いを今共通の願いとして頑張ってもらっているところでもありますので、つけ加えてお話をさせていただきました。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市長、ありがとうございました。

私も若い人たちが出産、育児をする、そういう子育てをする世代を市を挙げてみんなが応援をする、また市の外から移住してくれる方を温かく迎える、そういう旭市のまちづくりに協力していきたいと申し上げまして、出産祝金支給事業について再質問をいたします。

この事業の目的は、子どもの健全育成ということですが、その前段で出産を奨励とあるよ

うに、副次的には少子化対策も期待されています。この効果についてどのように評価されているのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 少子化対策としての効果と大変難しい質問ですが、出産祝金の支給件数で申し上げますと、平成18年度が77件で、以後増減はありますが平成25年度は82件、26年度が74件、昨年27年度は89件です。

全国的に出生数が減少する中で、10年前と比較して第3子以降の出生数が維持もしくは微増の状態にあるということは、第3子以降の保育料無料化など、ほかの制度と相まってということもあると思いますが、本制度の効果のあらわれかと考えております。

また、人口に占める10歳未満の児童数の比率を銚子市、匝瑳市と比較しますと、10年前の平成18年度当初で旭市8.86%、匝瑳市7.89%、銚子市6.98%、本年度当初では旭市7.73%、匝瑳市6.96%、銚子市5.34%と、いずれも減少していますが、両市に比べ高い数値を示しております。このようなことから、乳幼児紙おむつ給付事業などの制度との相乗効果ということで、少子化の進行が多少は緩やかになっているのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 効果については少子化の進行が多少は緩やかになっているかなという答弁でありました。

出産祝金の増額については、先輩議員が何度か一般質問をされています。さらなる効果を狙って、出産祝金を増やすことはできないかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） ご承知のとおり旭市では、第3子以降の保育料無料化を併せて実施しております。保育料無料化による軽減額は、昨年で申し上げますと、平均1人年間24万6,000円ほどになります。家庭の所得状況によって異なりますが、平均しますと3年保育で約74万円、5年保育ですと123万円に相当します。

昨年6月の定例会の中でもお答えしましたが、この金額は全国的にも高額な出産祝金の金額に引けをとらないものと考えております。出産祝金制度だけではなく、第3子以降の保育料の無料化や、紙おむつ給付事業などを併せて実施し、少子化対策の取り組みとしたいと考

えております。

また、インターネット等を活用し、市外に向けてもPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） これまでは横並び行政といいますか、他の自治体と歩調を合わせるといふ手法がとられてきました。しかしながら、これからは他の自治体よりも行政サービスの水準を上げることで、人口減少を抑えなければなりません。自治体間競争をしていかなければなりません。

参考までに、高額の出産祝金を支給している自治体をご紹介します。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それではお答えいたします。

マスコミ等で話題になった岡山県高梁市は、第3子に50万円、第4子以降に100万円を支給します。支給の方法は一度にということではなく、出生時に第3子10万円、第4子以降20万円。1歳になった時に第3子20万円、第4子以降40万円。小学校入学時に第3子20万円、第4子以降40万円と、3回に分けて支給しているようです。

近県では、茨城県の河内町と利根町が第3子以降に100万円を支給しています。こちらも一括ではなく、分割で支給するようです。河内町では次世代育成支援金という名称で、出生時に22万円、1歳から6歳まで誕生日を迎えるごとに13万円を合計6回支給するものです。なお、第2子には、それぞれ半額を同時期に支給するようです。

利根町では、子育て応援手当という名称で、出生時に7万6,000円、以後2年目から15年目まで毎年6万6,000円を支給するようです。こちらも第2子には半額が支給されます。

また、ただいま申し上げました3市町の人口は、10月末及び11月1日現在で、高梁市3万2,031人、河内町9,270人、利根町1万6,810人です。人口から見ますと、3市町ともに支給対象となる児童数は本市よりだいぶ少ないかなというふうに思われます。

なお、県内では大多喜町、御宿町が第3子以降に30万円を支給しています。人口はそれぞれ、9,538人、7,723人。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 定住促進奨励金交付事業について再質問をいたします。

この事業の効果についてどのように評価しているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 事業効果ということですので、まず実績で申し上げたいと思います。25年度からスタートし、昨年度まで3年間の支給件数ですが、129件で、転入者数で333人です。今年度も11月末時点ですが、既に支給件数が36件、転入者数が96人ということで、現在までの累計にしますと支給件数が165件、転入者数が429人という状況でございます。一定の効果を得られているものと考えております。

まだまだ問い合わせが現在も続いている状態で、今後も申請が見込まれることから、今回補正予算として提案させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、定住促進奨励金交付事業の県内他市の実施状況と、奨励金を増額できないかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 他市の状況と奨励金の増額というご質問です。

まず、県内他市の類似する事業について幾つか申し上げます。すぐお隣の匝瑳市ですが、転入者マイホーム取得奨励金交付事業という事業があります。旭市と同様に、転入者が新築住宅を取得した場合は40万円です。中古住宅の場合は20万円の支給という内容です。匝瑳市の場合には、これに幾つか加算できる条件がありまして、その条件が満たされていくごとに加算されて、最大で100万円となる、こういう事業でございます。

ほかには、鴨川市ですが、鴨川市住宅取得奨励金という事業がありまして、新築住宅を取得した転入者の方に支給するというもので、市内建設業者により建設した場合は100万円、それ以外の場合は20万円を支給するというものです。

いすみ市では、いすみ市移住定住支援補助金という事業で、いすみ市内に5年以上定住する意志を持って転入した世帯に3万円を支給するというものです。これは住宅取得とは別ですね。

そのほかですが、近隣の香取市、これは本市の事業とは目的が異なりますが、香取市結婚新生活支援補助というのがあります。この事業を行っておりまして、これは国の制度を活用

したもので、結婚を機に新たに物件を購入、または賃借する際に要した費用の一部、これを補助するものです。

ちなみに、銚子市、成田市には、類似事業はございません。県内ではそんな状況でありまして、奨励金の額の増額というご質問ですが、この事業は25年度から開始した事業ということで申し上げました。29年度で、来年度ですね、5年目を迎えますので、どういった方が旭市に転入していただいているのか、世帯構成や年代、性別などの分析、またアンケート調査等を実施しながらこの事業の一旦振り返りをしていきたいというふうに考えています。ですので、その中で増額等についても検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 私ども、総務常任委員会では、社会増によって人口の増えている姉妹都市の沖縄県中城村を行政視察してまいりました。中城村の総合戦略を拝見すると、村内居住者、村外居住者という二つの視点があり、中城村の暮らし、観光PRを通した移住、訪問の促進との記載がありました。

本市でも、社会増に取り組む、あるいは社会増減をゼロにするのであれば、市外居住者へ情報発信すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ご質問の内容ですが、今までも幾つか回答させていただいた中で、まとめて市外の方々が見て分かりやすい旭市の魅力、もしくは市内に住むとこういう施策が受けられますよというようなものを工夫してホームページをつくっていききたい、チラシの作成をしていききたいというふうに考えております。

現在あるものにつきましては、例えば子育て支援策を掲載したチラシの作成ですとか、広報紙による情報提供、ホームページでは旭市子育てサイトの開設などを行って情報発信をしております。

強化策として、今後子育て支援策だけでなく移住に関する情報、観光情報、イベント情報など、市の魅力を掲載するシティセールスに特化したホームページの作成ということで取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 松戸市では、子育て支援PR動画を作成したそうです。本郷谷市長が

自ら出演した意欲作で、これをどこで上映するかというと、柏市、市川市、東京都葛飾区、足立区の映画館だそうです。これまでの実績、交通事情、就業の状況等を分析し、この地域からの移住が期待できる、そういう判断だろうと思います。

本市でも、それぞれの事業、取り組みが対象とするターゲットに対して、的確な情報発信をしていただくようお願いをして、ストレスチェックの再質問をいたします。

ストレスチェックの実施状況とその結果についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 旭市におきましては、東日本大震災による特定被災地方公共団体、その適用を受けまして、既に平成24年度からこのストレスチェック、実施しております。本事業につきましては、27年度実施分をもって終了となったんですけれども、昨年実施した状況ということで、個別に個人に結果通知がされるということがあります。高ストレス者に対して医師との面談を促していくこと、そういったことが指示されておるところであります。

昨年度の分析結果でございますが、ストレスが高目の状態にある人の割合が29.5%、これが高いか低いかなんですけれども、これは平均的だそうでございます。という結果でありました。職場の環境、それから職場以外の要因などにストレスを感じている度合いが平均よりも高いという状況でした。

職場として、職員のプライベートな問題に介入することはできませんが、育児、介護による休暇などをとりやすくするような業務上の配慮、それから相談窓口の利用を促すことによって改善すると考えられるとのコメントをいただいているところであります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 旭市新庁舎建設窓口・執務環境現況調査によれば、職員の半数はオフィスが狭いと感じている。現在のオフィスについて総合的な満足度の評価は、不満を感じている職員が半数を占めているとのことです。物理的な環境面からストレスが生じているのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに本庁舎につきましては、老朽化も進んでおりまして、職場の環境面、耐震面においても決して十分とは言えない状況であると思います。合併前の旧庁舎などを活用し、課を配置している部分もありまして、決裁など事務連絡の際にも効率的では

ない状況があります。このような状況の中、確かに職員がストレスを抱えている部分は感じられるところでもあります。そういった状況の中で、現時点では、労働災害が起こらないような配慮が十分できているかという、そうではない部分も若干あると思います。

実際に求められている役割も増えまして、また住民ニーズも複雑化している中、さらに行動が多様化してきていることに対応すること、職員数も削減してきておりまして、一人ひとりの負担が増えている状況もあります。職場環境の改善も含めまして、今後も健康管理にはしっかりと努めていきたいとそうようには感じております。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 私は、この本会議場、間が広いので、ここで地震に遭うのが一番怖いんです。実際に9月の第3回定例会で本会議中に地震があり、演壇のコップの水が波打つのを見ていましたが、大変怖い思いをいたしました。本庁舎で毎日働いている職員の方は、私以上のはずです。

房総半島沖ではスロースリップというプレートの滑り現象が観測され、大地震の前兆ではないかと取り沙汰されています。市民の安心・安全を守るべき職員の方が、地震で倒壊のおそれのある建物で働いているという現状を一日も早く脱却すべきです。適正な環境で職員の皆さんに十分に能力を発揮していただくことが旭市の発展、市民の幸福につながります。早期の新庁舎建設を要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（平野忠作） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） 議席番号2番、高橋秀典です。我々1期生も早いもので3年目を終えようとしております。おかげさまで、市政の現状、課題についても多くのことを学ばせていただいたと思います。ラスト1年、しっかりと活動していきたいと思います。

本年最後の一般質問、期せずしてトリとなりました。気を引き締めてまいりたいと思いますので、皆様長丁場でお疲れのこととは思いますが、執行部の皆様におかれましては、単純明快なご答弁をお願いいたします。

まず、平成29年度予算編成の基本方針についてお伺いいたします。

本市においては近年、財政状況は堅調に推移していると思いますが、推計でお示しいただいておりますとおり、今後は人口減少による税収減や交付税の減少により、厳しい財政環境が予想され、持続可能な財政規模へのソフトランディングが必要であります。先に策定されました公共施設等総合管理計画なども踏まえ、来年度予算編成に当たってどのような方針で臨まれるのか、また来年度事業として新規の施策がありましたら併せてご説明いただきたいと思います。

次に、新庁舎の機能について。

まず、（１）総合窓口についてお伺いします。

市民の利便性向上を図ることは、新庁舎建設の目的の一つであると思います。窓口業務について単に庁舎が一つになるということではなく、ワンフロア、ワンストップで来庁者の皆さんへの対応が行えるように総合窓口の設置が望まれます。庁舎位置の議決はこれからではありますが、いずれにしても窓口の統合による利便性の向上は必要であると思われますが、その点についてお考えを伺います。

また、（２）の文書管理について。

行政事務は、年々複雑多様になっていると聞きます。それに伴って文書量は増加し、その管理事務は複雑で時間のかかる作業となっていると思います。同時に、紙の文書の保管場所の確保、これも大きな課題と思いますが、現状について、そうした文書の管理についてどのようなルールになっているのか、保管の状況等についても概要をお伺いします。

３、区・自治会の活性化について。

まず、（１）市民からの要望についてお伺いします。

各区、自治会を通して、行政に対して多くの要望が寄せられていることと思います。こうした要望等がどのように管理されているのか、市民の方より聞かれることがあります。各課、多岐にわたると思いますので、ここでは道路、排水等に絞ってお伺いしたいと思います。

また、（２）区長の業務について伺います。

区長は、市民と行政のパイプ役として日々大変なご苦勞をされております。まさにこの時期は、次年度の人事等で大変なことであろうと思います。行政から区長に委託している業務、これはどのようなものがあるのか、項目を挙げてご説明いただきたいと思います。

次に、（３）各区の事例の共有ということについてであります。区の運営については、各区で代々踏襲されてきたやり方があり、市内各地域によってさまざまなようであります。ほかの区がどのように行っているのか、例えば区費についてとか、加入の促進についてこうしたらうまくいったとか、そういった区長同士がお互いの事例、情報の共有といったものを行えるような機会があるのでしょうか、伺います。

最後に、総合戦略について伺います。

今年２月に策定された旭市総合戦略ですが、将来ビジョンを描き、基本目標とその実現に向けての基本戦略、基本施策を掲げた実質的な最上位計画であります。数値目標、ＫＰＩを定めＰＤＣＡサイクルを回していくとのことですが、具体的にこれはどのようなプロセスで実施していくのかその手法について伺います。また、ＰＤＣＡという言葉自体、一般に分かりにくいという言葉も聞きますので、併せてご説明をお願いします。

また、計画の策定プロセスについて。これは議会全員協議会でもお示しいただいておるところであります。その概要について再度説明をお願いいたします。

自席にて再質問を行わせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋秀典議員の一般質問に、私のほうから、平成29年度の予算編成について基本方針ということでお答えをしたいと思います。

平成29年度の予算編成に当たっては、旭市総合戦略や公共施設等総合管理計画などの各種費用計画に掲げる諸施策を着実に実施しながら、将来に向けてより効率的で健全な財政運営が行えるよう、次の三つの基本的な考えに基づき、予算編成を行ってまいりたいと思います。

一つ目は、まず最優先な課題であります市民の安全・安心を高める取り組みであります。復興計画最終５年目ということでありまして、築山整備や津波避難道路整備などの復興支援に全面的に取り組んでいきたいと考えております。

二つ目は、人口減少対策や子育て支援対策など、地方創生実現に向けた取り組みでありま

す。来年度は、定住促進や育児支援を一層強化すべく、新たな施策として子育て世代の経済的負担を軽減するため、学校給食費の減免制度の拡充を予定しております。具体的には、きのうお答えをしましたけれども、これまで3人目を50%、4人目を90%減免しておりましたが、3人目以降を無料としていきたいと考えております。

三つ目は、第3次行政改革アクションプランや公共施設等総合管理計画を踏まえた行政改革の着実な推進であり、国の合併市町村に対する支援の終了を見据え、基本的に前年度から予算を圧縮できるよう全庁一丸となって予算編成に取り組むことといたしました。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、2番の新庁舎の機能につきまして、それと大きな3番の（2）と（3）、これを総務課からお答えいたします。

まず、新庁舎の機能についての総合窓口についてでございます。総合窓口につきましては、実際にはこれから策定してまいります新庁舎の基本計画の中で検討していくことになりますけれども、市民サービスの向上を図る上で窓口機能の集約ということは大変重要なものであると考えております。新庁舎におきまして、総合庁舎方式での行政運営が可能となりますことから、利用者の要件が複数の部署にまたがる場合や、部署間での調整が必要な場合でも、関連性のある課を近接させて配置することで素早い態勢がとれること、そういったことを実現し、行政サービスのさらなる向上が期待されるのではないかと考えております。

続きまして、文書管理についてであります。文書管理につきましては、文書管理規定というものがありまして、保存の期間、それから分類を定めております。保存期間につきましては、永久保存、10年、5年、3年、1年保存の5区分で、保存分類につきましては、永久保存として例えば行政庁の令達、通帳、その他文書で重要な書類や条例、規則、告示、訓令、その他例規に関する書類、そういったものがあります。また、10年保存では、工事または物品に関する重要な書類や調査、統計、報告、証明等で、永久保存の必要のない書類。保存分類に応じて保存期間がそれぞれ定められているものであります。

保存方法でございますが、文書の整理、保管、引継ぎ、移し替え、保存、廃棄という六つの作業項目がございます。文書を秩序立てて系統的に管理するために整理を行って、簿冊を課内でいつでも事務に活用できる状態で整理、配置等の管理、保管、これは原則年限を課内では1年としておるところであります。その後、永久保存の簿冊を総務課へ引継ぎし、保存書庫へ収納するということになります。

保管期間の経過した簿冊や、常に手元に置いて使用する必要のない簿冊を各課の管理する書庫等へ移し替え保管するということになります。引継ぎ、移し替えを行った簿冊を保存年限が満了するまでの間、保存書庫において管理し、その後保存年限が満了した簿冊を所定の手続きに従って処分していくと、結構複雑な流れになっておるところであります。

続きまして、区・自治会の活性化についてのうち、区長の業務ということで、市から各区におきまして、旭市行政連絡事務の委託要綱に基づいて業務を委託しておるところであります。

この業務の内容であります。各種文書等の配布に関する事、これは毎月第2、第4の木曜日と決めてあります。市からの通知やお知らせの伝達、それから簡易な調査、報告に関することなどがあります。そのほか、実際に青少年相談員であるとか、民生委員、保健推進員等の各種委員の推薦依頼、社会福祉協議会社資、赤い羽根及び歳末たすけあい共同募金等の取りまとめ等の業務などを各担当課より依頼しているところでもあります。そのほか、各審議会等で住民の代表ということで、区長会長をはじめとした区長会役員が委員に就任しているケースもございます。

続きまして、区長同士が事例の共有を行えるような機会ではありますが、各区の活動の中では、他の区の活動に参考になる取り組みも当然していることと思います。それを情報として共有する機会というのは、現状ではなかなか難しいと思っています。ただ、地区ごとに区長会というのを組織しておりますので、そこの中で集まった段階で話していただくことで共有ができる、そういったこともあると思います。ということで、区長同士でのコミュニケーションをとりながら情報交換をしていただくのも一つの方法ではないのかなと考えておるところであります。

私からは以上です。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、3、区・自治会の活性化についてのうち、道路、排水の要望の管理について回答いたします。

道路、排水の要望は、区や自治会から文書で提出されたものについては、年度毎の簿冊により保存、管理しております。また、それ以外の電話や来庁等による苦情、要望については、要望管理台帳により管理しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、4番の総合戦略についての二つのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の総合戦略のPDCAサイクルとはどんなもので、具体的にはどのようにやっていくのかというご質問です。PDCAというのは、計画のPLAN、推進のDO、点検、評価のCHECK、改善のACTIONという英語の単語それぞれの頭文字をとったものでございます。このプロセスを不断のサイクルとして、断続的な改善を推進していくための手法とされています。そして、総合戦略を推進していくためには、このサイクルを確立することが必要であるとされております。

現在ですが、27年度における施策の点検、評価、いわゆる三つ目のCの部分です。チェックを行っております。具体的には、重点戦略である四つの重点施策と、生涯活躍のまち構想について平成27年度の振り返りとして数値目標や重要業績評価指標、KPIと言われる数値ですが、その達成状況、課題や問題点、さらには今後の方向性について各課のヒアリングを実施したところでございます。その後、市民の代表等からなる旭市総合戦略評価委員会において、委員の皆様から意見を伺いました。現在、この意見等を関係課にフィードバックしているところでございます。

次に、改善、いわゆるアクションのAの部分ですが、今後は委員の皆様からの意見等を踏まえた上で、課題、問題を克服するためにはどうしたらいいのか、また事業の統廃合や拡大、縮小、あるいは新規事業の創出など、数値目標KPIが適正なものであるかも含めて検討していくことになります。その上で計画、次のプランに反映させ、実施につなげていくということになります。

その次に、総合戦略の策定の過程についてというご質問です。策定するに当たりましては、まず27年5月に内部組織として調査、検討、連携を目的とした旭市総合戦略調整会議を設置し、5回の会議を開催しています。また、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産官学金労言等で構成された組織で審議、検討し、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要とされていることから、委員17名で組織された旭市総合戦略懇談会を同じ5月に設置し、同じく5回の会議を開催し、検討を行いました。

次に、議会へ報告説明ですが、27年の7月に全員協議会で骨子案、同年12月の全員協議会では計画案の説明をし、ご意見をいただいております。市民への説明意見聴取については、旭市総合戦略懇談会のほか、7月にアンケートの実施、こちらは20歳以上の3,000人、また高校生世代1,000人を対象に行いました。また10月には市民生活課の窓口にて、転入、転出

者に対しても実施いたしました。そのほか、地区懇談会での説明やパブリックコメントを実施し、策定に至っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、来年度の予算編成の基本方針について市長にお伺いしました。昨年の第2子出産祝金に続き、給食費の第3子以降無料化、無償化ということであります。子育てしやすいまちあさひということで、近隣諸市に比べてさらに一步リードすることになるのかなと思います。

一連の施策の成果を期待いたしますと同時に、こうした施策のやはり対外的なPR、これが大事だと思います。前議会でもシティプロモーションという話、出ましたけれども、PRのさらなる強化をお願いするものであります。

さて、きのう、きょうと先輩、同僚議員からもありましたけれども、これまでにお示しいただいた財政シミュレーション、こちらと実際の財政状況の間にはいささかの乖離があるようであります。素人ながら思いますのは、予算編成におきましては、各課から上がってきたものを現状と将来見通し、すなわちシミュレーションに基づいて編成していくのが理想であろうと思います。27年度決算、また28年度の執行状況から、新たに財政シミュレーションを立て直す必要があると思いますが、その予定について、既に進んでいるようでしたらその進行状況をお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政シミュレーションの進捗状況ということでお答えを申し上げます。

財政シミュレーションにつきましては、先ほど米本議員のご質問でもお答えしたところでございますが、現在見直しの作業を進めているところでございます。具体的には平成27年度の決算、これがもう出ております。その結果を踏まえまして、さらには平成28年度の12月補正予算の内容、ここまでを反映した中で、今後平成29年度以降について見込めるものは見込んだ形で見直しを進めていくということとしております。

完成の時期につきましては、今年度中、来年の3月までには策定する予定としているところでございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 現在作成中ということで、先ほどの米本議員の質問でもありましたが、今後の状況の変化に伴ってシミュレーションを適宜見直していくということだと思いますけれども、現時点で大きな見直しが必要となると見込めている要素として、具体的にどのようなものがあるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 要素でございますけれども、現在の財政シミュレーションにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成27年の12月に作成したものでございました。そして期間としては平成27年度から31年度までの5か年間の推計となっているところでございます。

この中で見込めなかったものでございますが、一つとしましては、広域ごみ処理施設の負担金、これは先ほども申し上げましたけれども、これですとか、あと飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業におけますJRトンネルの工事、こんなものも新しく見直しをかける要素として考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 私が言うまでもなく、予算は市の進路を定めるものであります。船に例えますと、船長は市長、財政は波や天候を読んで航路を考えていく航海士ということになるかと思います。先の見えにくい時代ではありますけれども、どうぞ必要に応じて確かな財政シミュレーションを立てていただけますようお願いしたいとともに、議会への新しいシミュレーションの提示はいつになるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 新しい財政シミュレーションをお示しする時期でございますが、今ははっきりと申し上げるのはなかなか難しゅうございますが、先ほども申し上げましたとおり、今年度中には策定したいと思っておりますので、できましたら来年の3月議会のときにはお示しできるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

それでは、次の２、新庁舎の機能についてということで再質問させていただきます。

まず、総合窓口の必要性についてですが、一例として福岡県の粕屋町、こちらではＩＣＴを活用して全ての手続きを１か所で行えるインテリジェント型総合窓口、これを実現しているようです。これは単なる窓口の統合に終わらず、住民視点でのサービス改革を旗印に、業務プロセスそのものを見直して縦割りの壁を突破しようとする、そういった市役所の取り組み、改革でもあります。

そうした先進例に学んで、庁舎移転のタイミングに合わせてこういった総合窓口を導入すべきと考えますが、現在、研究、検討が行われているのか、行われているとすればどの程度進んでいるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、福岡県粕屋町の事例についてお話がございました。この町は総合窓口課というのを配置いたしまして、ＩＣＴを活用して業務改革や住民サービスの改革に取り組んでいると、その一環として住民目線でのサービス提供による手続きのワンストップ化などを実現するインテリジェント型総合窓口サービスを開始していると。一つの窓口で全ての手続きが完了できるようにということでありました。

市の取り組みということなんですけれども、まだここまで至っておりません。今後策定する基本計画の中で、窓口業務につきましては、市民に分かりやすく効率的なサービスができるように、市民の利用の多い課を１階に配置し、関連した窓口を近接させること、一連の手続きが円滑に行えるよう到来者の動線に配慮したレイアウト計画、それから総合案内を設置するなどして、きめ細やかで迅速な対応が可能となるように計画していきたいと考えています。

確かに処理状況、それから案内などをディスプレイ等で表示できるかなどもあると思いますけれども、そのような先進的な事例も踏まえながら、調査・研究し、利用しやすい窓口を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） 今、なぜこのタイミングでこんな話をするかといいますと、庁舎移転はサービスの改革、業務の改革、あるいは組織の改革、こういったものをワンセットで大改革を行うことができる、またとないチャンスなのではないかと個人的に思います。移転に先んじて、あるいは並行して業務・組織改革をやらずに、後からやろうとしたために無駄、無理、

むらといったものが生まれてしまったというふうなケースも見ますとあるようでございます。

移転を機に、そうした一連の改革を行っていくということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、ご指摘のあったとおりだと思います。市民サービスの向上を図る上でも、行政運営の効率化を図る上でも、この機会を逃さずに取り組んでいけたらなどそのように考える次第であります。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） どのような窓口を持つか、これは一つの大きな問いかけであると思います。単なる窓口ということではなくて、その役割、機能によっては、粕屋町がそうであるように行政サービス全体の構造が大きく変化する可能性があります。職員の皆さんの側にしてみれば、業務の流れが変わるということです、これは業務改革にもつながる話であります。

例えて言うなら、家を建ててから、建てた家に合わせて生活の動線などを決めていく、縛られていくというよりは、理想の生活を実現するためにどんな家を建てたいかと、そういうデザインをするものでありますので、今後、基本設計のときにはそうした検討結果が反映される必要があると思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） これから基本計画をまずつくって、その後、基本設計になっていきます。基本設計の段階ですと、建物のレイアウト等はそれに基づいて進めなければその先に進めなくなります。その段階である程度のものが入っていくということになろうかと思えます。

実際の基本設計、仮に今場所が決定されるということであれば、来年度にはその業務に取りかからなければならないということもありますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 窓口業務は、職員の皆さんの側にそういうつもりがなくても、仕組み上、結果として市民の方がたらい回しというような、言葉は悪いですが、感じてしまうよ

うなことが他の自治体でもあるようでございます。ぜひ、いわゆる市民ファーストの視点で新庁舎建設を進め、旭市においては満足度の高い窓口を実現していただきたいと思います。

それでは、このまま次の文書管理について再質問させていただきます。

この文書管理ですが、数値化されないコスト、あるいは労力というものがとてもかかっているのかなとそう思うと思います。文書管理について、現在どのような課題があると考えているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 課題ということであります。新庁舎の適正な規模の実現を図ることが大前提でございます。平成27年度実施の窓口執務環境調査の結果を踏まえまして、現有文書量を相当程度、この段階では約6割削減できないかということが課題となっております。現在、全庁的な目標として、必要のない文書の廃棄、それから管理方法について取り組みを始めているところであります。今回、来年の3月までに、不必要な文書が保存されていないかどうか、その辺をしっかりと文書管理主任等に見きわめて廃棄の処理を進めるようお願いしているところでございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 文書の60%を削減ということですが、そうした課題を解決するための一つの手法としてですが、ファイリングシステムといったものを導入が考えられるかなと思います。これについて調査・研究しているのか、そのまたメリットについてもお伺いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） ファイリングシステム、これについては文書管理の方法の一つとしてしているところではあります。現在使用している簿冊でありますね、ファイルですね、関連する文書をまとめて保管していることから、1冊取り出すことで関連する文書がまとまっていると便利な部分もございます。ただ、文書を管理する上では、不要な文書もそこには混在してしまうということになるため、保存分類、期間に合わせて整理していく部分が厳しい状況となります。

そこで、簿冊の中身をばらしたような感じで、保存分類、期間に合わせて一つ一つファイルケースに入れるファイリングシステムというのがあって、それを今度つづるときにはそこ

に持っていくということになると、本当に必要なものだけ保管することができるということ
はあります。これについては、どのような形がいいのか、他市の事例も含めて研究をさせて
いただいているところであります。

メリットという話がありました。メリットは、不要な文書が明確化していくんだらうと、
そういう中で廃棄と減量化が促進される。文書の発生、保管、保存、廃棄という流れがルー
ル化されるため、庁内の文書がたまっていかなくなると。文書収納スペースの縮減、例えば
現有文書量を削減するというのであれば、書庫、計画した中でいけば数百台分のスペース
が縮減されるというようなことも想定の中にはあります。ただ、それもあくまでも今の調査
の中であります。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 書庫数百台分のということでございますが、よく言われますけれども、
ファイリングというのは文書をためることではなくて、管理して捨てる技術だというふうに
耳にします。庁舎移転は、ファイリングシステム導入の、これはまたとないチャンスかと思
いますので、また家の例えになりますけれども、新しい家を建てて引っ越すときというのが、
無駄なものを思い切って捨てる一つのチャンスだと思いますので、ただ文書管理、内部で目
標設定をした努力目標ということだけだとなかなか強制力が働きませんので、これは外部
の指導といったものも得て、ファイリングシステムの導入について推進してはどうかと思
います。計画の中に組み入れてでも導入すべきと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに文書管理は大変重要な業務でございます。それを適正に行っ
ていくためには、当然職員ができる部分と、どうしても一部支援を受けていかなければ根づ
かない部分というのがあるんだと思います。そうした部分も踏まえながら、今後の基本計画、
それから設計業務におきまして、どういったものが一番いいのか、文書管理の方法につきま
して検討してまいりたいと考えております。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 以上二つの大項目、この要点は、庁舎移転こそサービスのあり方や業務
のあり方、大改革するチャンスであるということでもあります。議決はこれからでありま
すが、その点どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の3、区・自治会の活性化についてということで、再質問させていただきま

す。

区の要望についてということで、台帳管理ということですが、こうした要望がどういった優先順位で実施されていくのか、その判断基準についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、優先順位について回答いたします。

地元の意向や地域間のバランスも重要であります。第1に緊急性が高いものを優先させる必要があると考えております。道路施設の老朽化が全体的に進行していることから、破損や不具合の発生が増加傾向にあり、特に道路等の破損は被害の拡大や重大な事故につながるおそれがあるため、早期の取り組みが必要であります。

したがって、ご要望された中でも緊急性が低いと思慮される道路改良や、既存施設の改修、修繕等については、どうしても猶予をいただかなければならない状況でありますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 区にしてみると、区からどのような要望を出したかということについて、あるいは何年も前に出した要望が今どうなっているのか、そういったことを区の中で引継いで経年管理していくというのは難しいといった声も聞くところであります。

どの区からどんな要望が出て、どのような対応になっているのか、これをデータベース化して管理することというのはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 文書で提出いただきました要望書につきましては、年間20件程度ありますので、年度毎の簿冊にて管理しております。電話、来庁等での苦情、要望につきましては、記録に残す必要があることと非常に数が多いことから、建設課では要望管理台帳システムによりデータベース化しまして、場所や内容、処理状況等を管理しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 建設課においてはデータベース化がなされているということによろしいのかと思いますけれども、建設関係にかかわらず多様な要望があると思います。

これは民間の話ではありますが、民間企業における顧客満足をベースにした経営では、要望やクレームの管理、こうしたものはサービスの向上を図る上で必須の業務となっております。一元管理して、これは建設課にかかわらずということですが、全ての要望を一元管理して経営に役立てていく。行政においても今は各課ごとに管理されていますけれども、これを市民満足充実のために要望の一元管理、こういったものができるのか。

例えば、要望の内容、場所、対応状況などの情報を確認できる、こうした住民要望システムといったものが現にあるようであります。某大手のパソコン会社とかソフトでもこれはつくっているようであります。こうしたものもありますので、こういった要望の管理というものを一元化していくということ、この導入について検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに今要望等につきましては、各課でそれぞれが要望を受けたものを処理していると、それでデータベースで持っているという状況ではあります。これをシステム化して全部でということでありました。

当然、市民の満足度を上げるためには、そういったことも必要かと思えます。要望等の状況をデータベース化する点につきましては、例えば寄せられた要望を統一した様式で、各担当課において記録して、必要に応じて統合すること、これはパソコンの中での共通のシェア部分でありますので、その部分で確認ができるような形を工夫できないか、今後検討してみたいと思えます。

いずれにしても先ほどありましたように、区長が交代したからといってその要望が途切れてしまうことがないように、しっかり対応してまいりたい、そのように思います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 要望の一元管理、これによって少なくとも、要望といった面に関しては縦割りの突破ということが可能になるのかと思えますので、ぜひ進めていただきたいとそのように思います。

次の、区長の業務ということですが、本当に各区長の皆様方、ご苦労なさっていると思います。これは地区懇談会でも要望として出ておりましたけれども、区長業務の手引き、あるいは簡単なマニュアルのようなもの、こうしたものをつくってもらえないかということでした。

区によって人事、引継ぎの方法もさまざまなようであります。引継ぎの際にそういったものがあれば便利でしょうし、少しでも区長の負担を軽くすることができるのではないかなと思います。実際、任期が始まってみたら、聞いていなかったそれというようなことも時折あるようでございます。ぜひ検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議員ご指摘のように、今年の地区懇談会におきまして、確かに区長よりマニュアル等作成できないかというご要望をいただいたところであります。市では毎年、区長会総会の席上で、区長が関係する市の主催行事の一覧、それから各種配布物の依頼、それから区民館等を改修する場合の助成制度、防犯等の要望等、一部お知らせしている部分はあります。

ただ、それ以外のイレギュラーなもの、相当あると思います。ということで、今後市から各区へお願いする業務、これはマニュアル的に全部まとめて、一度こういうものがありますよということで作成いたしまして示していくことができないか、それを検討しておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、これは次年度に間に合うような形で進めていただきたいなと思います。昨日、市民運動会の選手の人選のご苦労という話もありました。行政が委託する本来の業務に専念していただけますよう、区長方へのサポートをお願いしたいと思います。

それでは次の、区同士の情報共有ということですが、現状についてはお伺いしました。私は事例の共有をさらに推進すべきと考えます。ともすると、区の運営は過去からの前例踏襲に終始しがちですが、うまくいったよその事例を知ること、区運営の活性化につながると考えます。

ただし、事例の報告を区長に求めるという形にしてしまいますと、これはまた区長の負担を大きくしてしまうということにもなりますので、これはひとつ担当職員の方々に頑張ってもらいたいという形で、区長間での情報共有が図れるようお願いしたいと思いますが、具体的にさらに共有を進める上で、どのような手段が考えられるかありましたらお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 区長間での情報共有。これはまず各地区の区長会がありますので、

そこも活用していただければなというのがあります。

あと、今年度からの取り組みといたしまして、例えば先に実施いたしました区長会の研修・視察、この視察した内容については、これまでは参加された区長しか把握できなかったところがありました。少なくともこれは全ての区長に知らせるべき内容でしょうということがあって、それは研修報告を各区長にお送りするとそのような対応をとっているところであります。

あと、市内でも自主防災組織の設立等、特徴的な取り組みを行っている地区もありますので、こういった情報も紹介していければと考えております。今後、各区の地域活動にとって参考となる取り組みを行っているさまざまな事例、情報、そういったものを収集できた場合には、区長を通じて紹介できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、よい事例を共有することで、区長の、また区の運営が少しでも活性化してきたらそれがまた、まちの元気につながってくるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の総合戦略について再質問させていただきます。

P D C Aについてご説明いただきました。要は、目標達成のために定期的に見直しをかけ、必要ならば戦略、施策を見直し、実行していくということだと思いますけれども、客観的な視点の確保という意味で、市民有識者等の関与がどうだったのか確認します。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 国からの通知では、総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性、客観性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、外部有識者等の参画を得ることが重要であるとされております。

そのことから、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、産官学金労言と言われておりますが、その代表者で構成された旭市総合戦略評価委員会を設置し、意見を伺ったところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 委員会の具体的な構成についてもう少し詳しくお願いできますか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、評価委員会の構成についてお答えいたします。

農業や商業、福祉、介護関係の産業界から5名、教育機関から2名、金融機関から1名、メディアから1名、その他子育て世代から2名、若者世代から1名、病院関係から1名、合計13名で構成されております。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、評価委員会のメンバーの選出方法についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 評価委員会のメンバーはということですが、まずは策定したときに総合戦略の策定懇談会というものをつくってございます。その懇談会も同じように産官学金労言と言われているところから幅広く委員を出してくださいというような国の指導もありました。その中では、懇談会は17名で組織しまして計画をつくり上げていっています。

この17名から少しだけシェイプアップしまして、具体的には市役所関係の職員ですとかを除きまして13名、先ほど申し上げました13名で評価委員会を再任しているような状況です。再任した理由というのは、計画に策定段階からかかわっているということで、精通している方々に評価も併せてお願いしたいというふうに考えたからです。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、最後のプロセスについてということなんですけれども、ここに平成26年12月27日付で各都道府県知事宛ての内閣官房よりの通知があります。こちらは、地方版総合戦略の策定を各地方自治体に求める文書であって、市町村へも周知すべしとのものであります。この中で、基本的な考えの第6項にこのようにあります。そのまま読ませていただきます。「地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である。」これ、そのままです。

この中には、議決事項にすべしとはありませんけれども、ここにあるように市の上位計画となる長期計画の策定に関しては、ここにあります議会と執行部が両輪となって行うべきものとして、これは地方自治法の第96条第2項に基づいて議決事項としている自治体も多いよ

うであります。私はこれに倣うべきと思いますが、県内、近隣におけるこの地方自治法第96条第2項に基づいてこれを条例化している例についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） まず、議決事項としている県内、近隣の状況ということでございます。旭市で策定した総合戦略ですが、国が求める重点施策だけではなく、基本施策も盛り込んだ従来の基本計画と呼ばれるものに代えて策定したものであります。そのことはこれまでもお伝えしてまいりました。

その意味で、いわゆる基本計画を議決事件としている団体ということでお答えしたいと思っています。「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する調」というのが、総務省の結果が出ております。平成26年4月1日現在で千葉県内では13団体ございます。近隣では、銚子市が銚子市議会基本条例、匝瑳市では匝瑳市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例、成田市では成田市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例を制定しており、香取市、東庄町、横芝光町、多古町にはございません。このような状況です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 近隣の状況については理解いたしました。

議決事項としている自治体は、それだけこの上位計画の策定を重く見ているということかと理解しますが、旭市でも検討すべきと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 確かに以前は総合計画を策定する際に、基本構想、これは地方自治法に定める議決事項というふうになっていました。地方自治法の規定が廃止されて、基本構想を策定するか否かは市町村の判断に委ねられるということになっております。

旭市においては、総合戦略策定に当たって幅広く市民等の意見を伺い、議会へは骨子案、計画案の説明をし意見をいただくことで、議決事項とはせず策定させていただいたところであります。

議決事項としなかった理由としましては、総合戦略について、先ほど申し上げましたPDCAサイクルにより、不断の見直しを行いながらローリングしていかなければならないという性格がございます。また、市民、学識経験者等からなる懇談会を設置して検討した結果であるということなどが挙げられます。

しかしながら、高橋議員ご指摘のとおり、議会と執行部は車の両輪であり、計画策定に関する議会の関与は不可欠なものであると考えております。議決事項とはしておりませんが、総合戦略だけでなく、どの計画でも策定の折には議会の全員協議会等で説明をし、またご意見を伺い、これを反映させた計画にするというプロセスを行っていきたいと考えております。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 議決事項でないほうが柔軟に計画変更が可能であると、そういった考えもあるとは思いますが、一方で計画自体に重みを持たせる、策定、検証に対して議会も責任を持ち、上位計画として重みを持たせるのであれば、やはり議決事項にするべきではないかと個人的には思います。ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いずれにしましても、議会と執行部とは両輪となって市のビジョンを描き、議論を交わしつつそれを実現していく体制こそつくるべきであると申し上げまして、一般質問、全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は19日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時31分